

記 入 帳

手 日	形 附	滿 期 日	割 引 步 合		料 金 額	手 金 額	形 額	入 金 日	摘	要
			日 數	步 合						

手 形 貸 付 元 帳

大 正 年	番 號	摘	要	期 日	借 方	貸 方	殘 高

當 所 割 引 手

(頁二頁)

大 正 年	取 引 番 號	手 形 種 類	依 賴 人	元 丁	支 拂 人	元 丁	擔 保 品			手 形 番 號
							品 目	數 量	價 格	

形 記 入 帳

手 日	形 附	滿 期 日	割 引 步 合		料 金 額	支 拂 場 所	手 形 金 額	頭 摘		末 要
			日 數	步 合				日 附	摘	

他所割引手

(頁二頁)

大正 年	取引 番號	手形 種類	依頼人	元丁	支拂人	元丁	擔品		保價	數量	手形 番號
							品目	價格			

形記入帳

手形 附日	滿期日	割引		金額	手數	金額	手形金額	發送 日附	願		未 要
		日數	歩合						日附	摘	

割引手

(頁二頁)

依頼口

姓名

大正 年	番號	支拂人	期日	借方	貸方	殘高

形元帳

職業

住所

支拂口

大正 年	番號	依頼人	期日	借方	貸方	殘高

手 替 爲 附 荷

(頁二頁)

大 正 年 番 號	依 賴 人	支 拂 人	貨 物		運 送 便	保 會
			品 名	數 量		

形 記 入 帳

社 金 額	手 形 附 日	期 日	割 引		手 形 附 日	金 額	發 送 日	願 附 日	未 要
			步 合	金 額					

替 爲 附 荷 立 取

(頁二頁)

大 正 年 番 號	依 賴 人	荷 受 人	貨 物		運 送 便	保 險	
			品 目	數 量		價 格	會 社

帳 入 記 形 手

手 形 番 號	手 日	形 附 日	引 受 日	滿 期 日	手 形 金 額	取 立 願 未	
						口 附	摘 要

當所代金取立

(頁二頁)

大正	年	番號	手形類	依頼人	振出人	支拂人	支拂場所	手形番號

手形記入帳

手形附日	形附	満期日	手形金額		額		未要
			歩合	金額	日	附	

他所代金取

(頁二頁)

大正	年	番號	手形類	依頼人	振出人	支拂人	手形番號	手形附日

立手形記入帳

満期日	手形金額		手形金額	發日	送附	取日	立附	支拂		未要
	歩合	金額						日	附	

送金爲替手形記入帳

大 正 年	番 號	依 賴 人	受 取 人	期 限	手 形 金 額	手 數 料		額		未 要
						步 合	金 額	日 附	摘	

支拂送金爲替手形記入帳

大 正 年	番 號	依 賴 人	受 取 人	期 限	手 形 金 額	支 拂 額		未 要
						日 附	摘	

公 債 證 書

(頁二頁)

大 正 年	摘	要	相 場	買		入		賣	
				額	面	價	原	額	面

賣 買 帳

原	渡	價	額	面	原	高	價	平	均	買	賣	損	利	益

再割引手形記入帳

大 正 年	割 番 手 號	銀 行 名	支 拂 人	期 日	割 引		料 額	金 額	積 額	未
					日 影	步 合				

預ケ金元帳

大 正 年	摘	要	小 切 手 號	借 方	貸 方	借 入 貸 出	殘 高	日 數	積 數	
									借 方	貸 方

他店勘定元帳

大 正 年	利 起 算 日	摘	要	借 方	貸 方	借 入 貸 出	殘 高

他店勘定元帳

大 正 年	利 起 算 日	摘	要	借 方	貸 方	借 入 貸 出	殘 高

支店勘定元帳

大正	利息	摘要	借方	貸方	借方	貸方	高
年	起算日						

爲替尻利息勘定帳

大正	摘要	借	貸	借方	貸方	借方	貸方	利息
年								

次章以下に於て各種主要帳簿に付て説明し補助帳簿に付ては日常最も重要にして且つ其記入法稍複雑なるものゝみに付て説明せんとす。

第八章 日記帳

日記帳は日々起る一切の取引を傳票を経て記入する帳簿にして取引の仕譯及び要領を記載したるものなり銀行簿記の日記帳は商業簿記に於ける現金出納帳の性質及び形式を有すれども現金の出入に關係なき諸取引も之を前章振替傳票記入法に於て説明したるが如く計算上二個の現金取引と看做して其日記帳に記入するものなり。

日記帳の雛形は前章に掲げたり。

日記帳に傳票より記入するには收納傳票より及び振替傳票の借方より日記帳の借方へ勘定科目、番號、姓名及び金額を記入し又支拂傳票より及び振替傳票の貸方より日記帳の貸方へ勘定科目、番號、姓名及び金額を記入す(振替傳票よりの記入法は振替傳票の記入法及び日記帳の性質を了解すれば自ら明らかなるべし)但し

日記帳の借方及び貸方に於ける金額欄を各現金欄と振替欄との二欄に分ち現金取引は之を現金欄に記入し計算上現金取引と看做したる取引は之を振替欄に記入す是れ計算を正確ならしめ記帳を便ならしめんとするにあり。

日記帳は日々之を締切り之より總勘定元帳各勘定に轉記せざるべからず日記帳の借方に記入せられたる金額總合計は其日の現金收納合計(振替取引をも含む)なるを以て總勘定元帳に於ける現金勘定の借方に轉記せらるべきものなれども日記帳の借方摘要欄に記入せられたる勘定科目は仕譯に於ける貸方の勘定科目なるを以て總勘定元帳に於ける其勘定の貸方に轉記せらるべきものなり日記帳の貸方に記入せられたる金額總合計は其日の現金支拂合計(振替取引をも含む)なるを以て總勘定元帳に於ける現金勘定の貸方に轉記せらるべきものなれども日記帳の貸方摘要欄に記入せられたる勘定科目は仕譯に於ける借方の勘定科目なるを以て總勘定元帳に於ける其勘定の借方に轉記せらるべきものなり即ち日記帳に於ける借方及び貸方の諸勘定は總勘定元帳に於ける諸勘定に貸借反對に轉記せらるべきなり。

日記帳借方の現金欄の總合計は其日の收納帳(現金收納帳)の合計に等しく又日記帳貸方の現金欄の總合計は其日の支拂帳(現金支拂帳)の合計に等しかるべきものなるを以て日記帳借方現金欄の總合計と日記帳貸方現金欄の總合計との差額は其日に於ける現金の收納支拂の差額に等しかるべきものなり故に收納帳合計と支拂帳合計との差額にして日記帳貸借差額に等しければ大體に於て日記帳に於ける記入の正確なるを知ることを得るものなり従て其日の日記帳を締切り日記帳より總勘定元帳各勘定へ夫々轉記を爲すことを得べきなり日記帳に於ける記入の正確なるを確かめざれば決して轉記することを得ざるなり。

銀行簿記に於ける日記帳即ち所謂現金仕譯日記帳は計算を正確ならしめ記帳を便ならしむる長所を有するを以て近來銀行以外に於て之を用ふるもの漸く増加するに至れり。

第九章 増補日記帳及び日締帳

日記帳は一切の取引を記入する帳簿にして且つ營業時間後に於て記入する帳

簿なるを以て其記入を數人に分擔せしむることを得ず且つ營業時間に餘裕あるも日記帳を記入することを得ざる不便あり是に於てか計算及び記帳を一層正確且つ便利ならしむる目的を以て日記帳の分割を行ふことあり即ち頻繁なる取引例へば當座預金取引のみを記入する日記帳を作り當座預金取引のみを之に記入し其外の取引は之を一般日記帳に記入するものなり此く分割せられたる日記帳を増補日記帳と稱す其記入法は大體に於て日記帳に於けると同様なれども摘要欄に勘定科目を記載するを要せざるなり。

増補日記帳の雛形は前章に掲げたり。

増補日記帳は日記帳と同じく日々之を締切らざるべからず當座預金増補日記帳に於ける借方合計は其日の當座預金受入高を示し又貸方合計は其支拂高を示し貸借合計差額は其受入支拂の差額を示すものなり。

増補日記帳は日々之を締切り總勘定元帳へ轉記せざるべからざれども直接に元帳に轉記せずして其合計を一旦一般日記帳に記入し一般日記帳より總勘定元帳に轉記すべきなり。

増補日記帳は當座預金勘定、他店勘定に付て作らるゝは通例なるが此外貸付金、割引手形、支拂送金爲替手形等に關する取引にして頻繁なる場合に於ては是等の勘定に付ても各増補日記帳を作ることあり。

日締帳は多數の取引先たる他店及び支店を有する場合に於て増補日記帳を作ると同一の目的を以て作らるゝ帳簿にして他支店より仕向けられたる取引中現金の收入支出に關係なき取引即ち振替取引を記入するものなり日締帳に記入する重なる場合は他支店より送金爲替取組の通知に接したる場合、支店と支店の間の取引の通知に接したる場合等なり日締帳の形式及び記入法も大體に於て日記帳と同様なれども現金欄なきものなり。

日締帳の雛形は前章に掲げたり。

日締帳には増補日記帳の場合と異なり各他支店勘定、支拂送金爲替手形勘定等に關し記入せらるゝを以て日々締切りたる各勘定の合計を一般日記帳に記入せずして日締帳より總勘定元帳各勘定、各他支店勘定、支拂送金爲替手形勘定等に直接に轉記するものとす。

日締帳は現今に於ては廣く用ひられずして之を作る必要あるが如き場合に於ては増補日記帳を用ふることを漸く多きに至れり。

第十章 他店増補日記帳

他店との取引は甚だ頻繁なるを以て他店増補日記帳を用ふること多し之を用ふる場合に於ては他の場合の如く合計を一旦一般日記帳に記入し夫より總勘定元帳に於ける他店に關する勘定に轉記するものとす。

他店との取引に付て他店へ貸及他店より借の二個の勘定科目を起す場合に於ては他店増補日記帳に左の雛形の如く二口座を開き之を記帳することを得。

(借方) 他店へ貸		(貸方) 他店へ貸	
替替	振替	振替	振替
定定	勘勘	勘勘	勘勘
摘要	摘要	摘要	摘要
金額	金額	金額	金額
年月日	年月日	年月日	年月日

(借方) 他店ヨリ借		(貸方) 他店ヨリ借	
替替	振替	振替	振替
定定	勘勘	勘勘	勘勘
摘要	摘要	摘要	摘要
金額	金額	金額	金額
年月日	年月日	年月日	年月日

此二口座の貸借に記入すべき取引左の如し。

- (甲) 他店へ貸口座の貸方に記入すべきもの
 - 一、他店へ貸越の取引
 - 二、他店へ預ケの取引
- (乙) 他店へ貸口座の借方に記入すべきもの
 - 一、他店へ貸越の返済の取引
 - 二、他店へ預ケ引出の取引
- (丙) 他店より借口座の借方に記入すべきもの
 - 一、他店より借越の取引
 - 二、他店より預りの取引
- (丁) 他店より借口座の貸方に記入すべきもの
 - 一、他店より借越の返済の取引
 - 二、他店より預り返済の取引

此帳簿を日々合計して之を一般日記帳に記入す即ち他店へ貸の口座に付て記せば其借方振替欄の合計及び現金欄の合計を夫々一般日記帳の借方の振替欄及び現金欄に記入し又他店へ貸の口座の貸方振替欄の合計及び現金欄の合計を夫々一般日記帳の貸方の振替欄及び現金欄に記す何れの場合に於ても一般日記帳の摘要欄に他店へ貸なる勘定科目を記す而して總勘定元帳に於ける他店へ貸なる勘定口座には一般日記帳の合計欄より普通の場合の如く轉記するものなり又他店より借の口座に付ても茲に記したるが如き取扱を爲し一般日記帳を通して總勘定元帳に於ける他店より借なる勘定口座に轉記すべきものなり。

他店増補日記帳の他店へ貸の口座の貸方の振替に現金を加へたるものより其借方の振替に現金を加へたるものを差引きたる残高は其日に於ける他店へ貸の残高にして又他店より借の口座の借方の振替に現金を加へたるものより其貸方の振替に現金を加へたるものを差引きたる残高は其日に於ける他店より借の残高なりとす。

又他店との取引に付て當方口預ケ、當方口借越、先方口預り、先方口貸越の四個の

勘定科目を起す場合に於ては他店増補日記帳に左の雛形の如く四口座を開き之を記帳することを得各口座の記入法は前記の二口座の場合を了解するときは之を知ること決して困難ならず而して日々合計を一般日記帳に記入し日記帳より總勘定元帳に於ける四勘口座に轉記すべきなり。

他店増補日記帳

(借方) 當方口預ケ			年 月 日			當方口預ケ (貸方)		
振替 勘定	摘 要	振 替	現 金	振替 勘定	摘 要	振 替	現 金	振 替
甲 銀行 送手甲 1,000	依頼人		1,000	甲 銀行 手荷 1,000	支拂人		1,000	

他店増補日記帳

(借方) 當方口借越

年 月 日

當方口借越 (貸方)

振替 勘定	摘要	振替	現金	振替 勘定	摘要	振替	現金
甲 銀行	行 振 送手甲 1 依頼人		200	甲 銀行	行 振 送手甲 1 受取人		200

他店増補日記帳

(借方) 先方口預り

年 月 日

先方口預り (貸方)

振替 勘定	摘要	振替	現金	振替 勘定	摘要	振替	現金
甲 銀行	行 振 代手甲 1 支拂人		500				

他店増補日記帳

(借方) 先方口貸越

年 月 日

先方口貸越 (貸方)

振替 勘定	摘要	振替	現金	振替 勘定	摘要	振替	現金
甲 銀行	行 振 代手甲 1 支拂人		300	甲 銀行	行 振 代手甲 1 受取人		300

前記四個の口座に記入したるは左の取引なり。

(一) 甲銀行より荷附爲替手形甲一號壹千圓取立替の旨報告あり

(借) 當方口預ケ 1,000.— (貸) 荷附爲替手形 1,000.—

(二) 甲銀行へ送金爲替一號壹千貳百圓を取組み現金にて受取る

(借) 現 金 1,200.— (貸) 諸 口 1,000.—

當方口預ケ 200.—
當方口借越

(三) 甲銀行取組支拂送金爲替手形一號五百圓を現金にて支拂ふ

(借) 諸口		(貸) 現金	500.-
當方口借越	200.-		
先方口貸越	300.-		

(四) 甲銀行依頼代金取立手形一號八百圓を現金にて受取る

(借) 現金	800.-	(貸) 諸口	
		先方口貸越	300.-
		先方口預り	500.-

記入法の了解を容易ならしめんが爲め特に甲銀行に對する取引のみを記載せり此場合に於て結局五百圓は甲銀行より借(即ち他店より借)を示すものなり而して勘定科目多きを以て仕譯に於て多少の手續を要するを免れざるなり。

第十一章 總勘定元帳

總勘定元帳は商業簿記に於ける元帳にして日記帳及び日締帳より轉記せらる

其性質に付ては特に説明すべきことなく又其雛形は第七章に掲げたり。

銀行簿記に於ける轉記法に付て述べんに先づ總勘定元帳に日記帳及び日締帳に於ける各勘定の口座を設け日記帳の借方に記入せられたる金額を總勘定元帳當該口座の貸方に(即ち貸借反對の側に)轉記し又日記帳の貸方に記入せられたる金額を總勘定元帳當該勘定の借方に(即ち貸借反對の側に)轉記す而して現金勘定に關しては日記帳の借方合計欄の總合計を總勘定元帳現金勘定の借方に(即ち貸借同じ側に)轉記し又日記帳の貸方合計欄の總合計を總勘定元帳現金の貸方に(即ち貸借同じ側に)轉記す(此轉記の理は第八章日記帳の説明に於ても之を述べたり又日締帳よりの轉記法も全く日記帳よりの轉記法に同じ。

日記帳及び日締帳が現金出納帳の性質を有することを知れば是等の帳簿よりの轉記法を知ること決して難からざるなり。

日記帳より總勘定元帳の現金勘定への轉記法には日記帳合計金額欄の總合計を轉記する方法と日記帳現金欄の總合計を轉記する方法との二種あり何れの方法に依るも同一の結果を生ず實際上に於ては後者の方法多少便利なるべしと雖

も理論上に於ては前者の方法を稍可なりとす。

第十二章 日計表及び月計表

日々總勘定元帳に轉記を爲し終りたるときは日計表を作らざるべからず日計表は商業簿記に於ける殘高試算表にして元帳勘定口座に於ける貸借差引殘高を貸借其儘に(同じ側に)記載したる表なり。

日計表に依て總勘定元帳へ轉記の正否を檢查することを得るのみならず之に依て日々に於ける殘高即ち財産状態の大體を一目明瞭ならしむることを得。日計表の雛形を示せば左の如し。

日 計 表

年 月 日

借方殘高	元丁	勘定科目	貸方殘高

毎月最終の日に於ては日計表の代りに月計表を作らざるべからず月計表は商業簿記に於ける合計殘高試算表にして元帳各勘定口座に於ける借方合計、貸方合計及び貸借合計の差額を記載したる表なり月計表の殘高欄は前記の日計表に相當するものなるを以て月計表を作るときは別に日計表を作るを要せず。

月計表に依て總勘定元帳への轉記の正否を二重に合計欄と殘高欄とに依り檢査することを得るのみならず其日までの取引高の合計並に其日に於ける殘高即ち財産状態の大體を一同明瞭ならしむることを得。

月計表の雛形を示せば左の如し。

月 計 表

大正 年 月 日

借方殘高	借方合計	元丁	勘定科目	貸方合計	貸方殘高

月計表に於て貸借合計欄の總合計が相平均し且つ貸借殘高欄の總合計が相平均するときは大體に於て總勘定元帳への轉記の正確なるを示すものなれども其轉記にして誤なければ月計表に於ける現金勘定の借方合計欄の金額は月計表に於ける貸方合計欄の總合計より現金勘定の貸方合計欄の金額を差引きたるものと符合せざるべからず何となれば一切の取引は現金を相手即ち主として仕譯を爲したる後記帳せられたるものなるを以て現金勘定口座以外の總ての勘定口座に轉記せられたる貸方金額の合計は現金勘定口座に轉記せられたる借方金額の合計と符合すべき理なればなり又總勘定元帳への轉記にして誤なければ月計表に於ける現金勘定の貸方合計欄の金額は月計表に於ける借方合計欄の總合計より現金勘定の借方合計欄の金額を差引きたるものと符合せざるべからず何となれば已に記したるが如く一切の取引は現金を相手即ち主として仕譯を爲したる後記帳せられたるものなるが故に現金勘定口座以外の總ての勘定口座に轉記せられたる借方金額の合計は現金勘定口座に轉記せられたる貸方金額の合計と符合すべき理なればなり故に月計表を作りたるときは現金勘定に依り月計表の上

に於て検査を行ひ以て總勘定元帳へ轉記の正否の検査を確實ならしめざるべからず。

第十三章 當座預金元帳

當座預金元帳は總勘定元帳に於ける當座預金勘定の内譯帳にして各當座預金者の各預金高引出高を記入し其殘高又は貸越高を示すを目的とする補助帳簿なり其雛形は第七章に掲げたるが記入法は當座預金を受入れたるとき其預金者口座の貸方に記入し又預金(又は貸越にて)を支拂ひたるとき其口座の借方に記入し以て其記入の都度殘高を算出するものなり當座預金取引に關し仕譯を爲す際に於ては此殘高に依て或は當座預金勘定を起し或は當座貸越勘定を起さるべからず而して此帳簿の摘要欄には預金を受入れたるときは通貨其他の目的物例へば割引手形の手取金を振替へたるときは摘要に割引手形の文字及び番號を記すを記す又當座預金との振替ならば單に振替と記す次に小切手を支拂ひたるときは其持參人の氏名を記す預金者自身小切手を持參したるときは本人と記す又振

替拂を爲したるときは其目的物を記す又當座預金と振替のときは振替と記す。

此帳簿は日數欄及び利息計算に關する欄ありと雖も是等は決算に(通例は決算日より半ヶ月又は一ヶ月以前に)於て預金の收入利息及び支拂利息を計算する際に記入するものなり。

當座小切手に所謂支拂保證を爲したるときは一方に於て其小切手振出口座の借方に記入して已に支拂を爲したるもの、如く記入し他方に於て其當座預金元帳に支拂保證(假定人名)の口座を設け其貸方に記入し而して摘要には其小切手振出人名を記し即ち支拂保證なる假定人より預りたるが如く記入するものなり而して後日に於て其保證小切手を支拂ひたるときは其小切手の振出口座には關係なくして支拂保證口座の借方に記入すべきなり。

第七章に難形を掲げたる當座預金元帳差引殘高記入帳は當座預金元帳に於ける其日の殘高を各口座別に夫々記載して各預金者の預金殘高又は當座貸越殘高を一目明瞭ならしむる帳簿にして日々又は一定期間毎に記入するものなり。

第十四章 割引手形元帳

銀行が手形割引の依頼に應じたるときは一方に於て之を當所割引手形記入帳又は他所割引手形記入帳に記入し他方に於て割引手形元帳に記入せざるべからず割引手形元帳は割引手形勘定の内譯帳にして各割引手形に付て依頼人口座及び支拂人口座を設け之に手形金額を記入し以て手形上の債務の殘高を示すを目的とする帳簿にして其帳簿の難形は第七章に掲げたり。

此帳簿の記入法は稍複雑にして例へば甲の依頼に應じ乙が支拂ふべき手形の割引を爲したるときは依頼人甲の口座に於ける所謂依頼口の借方と支拂人乙の口座に於ける所謂支拂口の借方とに記入せざるべからず而して其手形が満期日に於て支拂はれたるときは之と反對に記入し即ち甲の口座の依頼口の貸方と乙の口座の支拂口の貸方とに記入し以て其割引手形關係を消滅せしむるものなり又例へば此場合に依頼人甲、支拂人丙なる手形の割引を爲したるときは甲の口座の依頼口の借方と丙の口座の支拂口の借方とに記入せざるべからず即ち割引を

爲したるときも手形の満期日に支拂を受けたるるときも依頼人の口座及び支拂人の口座の両口座に記入すべきなり手形支拂人は所謂第一債務者にして又依頼人は償還請求に應ずる義務を有する所謂第二債務者なり而して割引手形に當所拂のものとは他所拂のものとなりて記入帳には二種の帳簿ありと雖も割引手形元帳には二種の帳簿を設くることなし。

銀行が荷爲替取組の依頼に應じたるるときも亦一種の手形の割引に外ならざれども其場合に於ては別に荷附爲替手形勘定を起すを以て割引手形記入帳及び同元帳に記入せずして第七章に掲げたるが如き荷爲替手形記入帳に記入するものとす。

銀行が手形貸付を爲したるときも曾て記したるが如く一種の手形の割引を爲すものなれども其場合に於ては別に手形貸付勘定を起すを以て是亦割引手形記入帳及び同元帳に記入せずして第七章に掲げたるが如き手形貸付記入帳及び同元帳に記入するものとす。

第十五章 他支店勘定元帳

他支店との諸取引が他支店との間に如何なる貸借を生せしむるやに付ては第六章に於て記載したる所なるが其貸借を記帳整理するに他店勘定元帳及び支店勘定元帳を用ふ是等の帳簿は他店名及び支店名を以て口座を開き各他支店との貸借を記入し其残高を示すものなり是等の帳簿の雛形は第七章に掲げたり。

他支店勘定元帳の記入法に種々あり實際界に於て最も普通に行はるゝものを記せば左の如し。

第一法 金銀勘定

第三法
當方口
先方口

第二法 假勘定 金銀勘定

第四法
當方口 假勘定 金銀勘定
先方口 假勘定 金銀勘定

第一法は他支店との貸借を只一個の口座に記入する方法なり。

第二法は假勘定及び金銀勘定の二個の口座に記入する方法なり假勘定は未決算勘定とも稱せられ他支店との取引にして貸借關係未だ確定せざるもの(例へば送金爲替取組の通知を爲したるとき又は其通知に接したるとき即ち未だ現金の支拂を爲さざる場合の如き)を記入する口座にして金銀勘定(現金勘定)は本勘定とも稱せられ假勘定に記入せられたる取引の貸借關係確定せるもの(例へば送金爲替手形を受取人に支拂ひたる場合の如き)を記入する口座なり。

第三法は當方口及び先方口の二口座に記入する方法なり當方口口座は仕向口座とも稱せられ所謂仕向取引より生ずる貸借を記入する口座をいひ先方口座は被仕向口座とも稱せられ所謂被仕向取引より生ずる貸借を記入する口座をいふ。

第四法は第三法の如く當方口及び先方口に分ち其各を更に第二法の如く假勘定及び金銀勘定に分ちて記入する方法なり。

第三法及び第四法は實際界に於て最も廣く行はるゝ方法なり此外取引を更に

數個の口座に分ち記帳を精細ならしむる方法ありと雖も手数を要すること多きを以て廣く行はれざるなり尙ほ他店勘定に付て第三法を採用するも支店勘定に付ては第一法を採用することもあり又他店勘定に付て第四法を採用するも支店勘定に付ては第三法を採用することもあり。

第十六章 爲替尻利息

支店との貸借には本店と支店との間に利息を附する方法を採用する銀行あり又然らざる銀行ありと雖も他店との貸借には利息を附するを通例とす而して取引の殘若くは所謂爲替尻の利息計算は互に先方口の爲替尻につき之を行ひて先方へ通知するものなり是れ他店間に於ては互に先方を當座預金者と看做すものなればなり但し當方口の爲替尻利息をも之を計算し置き先方より其利息を通知し來るとき之に照合して以て計算の正否を檢査せざるべからず。

先方口爲替尻利息は之を他店勘定元帳の先方口に記入し又當方口爲替尻利息は先方より其通知に接したるとき他店勘定元帳の當方口に記入すべきなり。

利息起算日は最初取引開始の際契約に依て之を定むることを得れども通例定めらるゝ利息起算日を擧ぐれば左の如し。

- 一 送金爲替は被仕向銀行が其手形の支拂を爲したる日
- 二 諸手形の取立は其手形代金の取立を爲したる日
- 三 小切手預金手形等の立替拂は其立替拂の小切手預金手形等を先方即ち立替を受けたる銀行にて受入れ(到着)たる日

爲替尻利息の計算には第七章に掲げたる爲替尻利息勘定帳を用ふ其勘定帳の記入法は他支店勘定元帳に於ける各他支店の金銀勘定口座(前章に記したる)より利息起算日の順序に貸借金額を記入するものにして其利息計算法は當座預金元帳に於ける當座預金利息の計算法に毫も異なることなし。

第十七章 附替、振込及び當座附替

附替とは他支店に對する爲替尻の金額が大にして且つ互に預ヶ合と爲り又は互に借越と爲る場合に於て其爲替尻の相殺若くは振替を爲すことをいふ附替を

爲せば互に大なる爲替尻の利息を計算する勞を省くことを得るのみならず利息收得の利益(他支店に對する預ヶ、預りに利息を附する爲替尻の最大限度を契約したる場合に於ては附替に依て爲替尻を小ならしむることを得即ち更に爲替尻利息を收得することを得る利益あり)並に爲替取引約定上の便益(他支店に對する借越、貸越の最大限度を契約したる場合に於ては附替に依て爲替尻を小ならしむることを得即ち更に爲替取引の繼續若くは借越、貸越に關する便益を受くることを得)を受くることを得べきなり。

今二個の銀行間に附替が行はるゝ場合即ち普通に相手附替と稱する場合を述べんに例へばA銀行がB銀行に五萬圓の預けあり同時にB銀行より參萬圓の預りありとせばA銀行はB銀行に對して附替を爲すことを得即ちA銀行にては仕譯を爲すを要せず只他支店勘定元帳に於けるB銀行口座の先方口借方とB銀行口座の當方口貸方とに各例へば參萬圓づゝを記入し摘要には爲替尻附替と記載し其旨をB銀行に通知すべきなり又B銀行にても仕譯を爲すを要せず只他支店勘定元帳に於けるA銀行口座の當方口の貸方とA銀行口座の先方口の借方とに

各參萬圓づゝを記入し摘要には同じく爲替尻附替と記載すべきなり之に依て兩銀行の爲替尻はB銀行がA銀行に對して差引貳萬圓の借を生ずることゝ爲るものなり。

茲に仕譯を要せざる理由を述べんに(一)A銀行がB銀行に對して他所割引手形五萬圓の取立を依頼しB銀行にて之を取て又(二)B銀行がA銀行に對して荷附爲替手形參萬圓を取組みA銀行にて取立てたりと假定せば仕譯左の如し但し茲には銀行名を勘定科目とせり。

(借) B銀行 50,000.— (貸) 割引手形 50,000.—
——(1)——

(借) 現金 30,000.— (貸) B銀行 30,000.—
——(2)——

従てA銀行に於ける總勘定元帳に於てB銀行口座の殘高は左の如し。

B銀行勘定

借	方	貸	方	借又貸	殘高
	50,000.—		30,000.—	借	20,000.—

故に其殘高は已に銀行の借貳萬圓を示すを以て附替に際し敢て仕譯を爲し總勘定元帳に轉記するを要せず否仕譯を爲すことを得ざるなり然るに銀行に於ける補助帳簿を見るときは左の如きものなり。

他支店勘定元帳

B銀行 (當方口)

借	方	貸	方	借又貸	殘高
	50,000.—			借	50,000.—

B 銀行 (先方口)

借方	貸方	借又貸	残高
	30,000.-	貸	30,000.-

故に互に預け合と爲り其残高は各別に示さるゝを以て前記の如く參萬圓づゝ、附替を爲すときは先方口の残高は零と爲り當方口の残高は貳萬圓と爲りてB銀行の借貳萬圓を示すに至り總勘定元帳に於ける残高と符合すべきなり是れ相手附替に於て仕譯を爲すを要せず只他支店勘定元帳に於て振替記入を爲せば可なる所以なり。

次に三個の銀行間に附替が行はるゝ場合を述べんに例へば爲替尻の關係に於て甲銀行が丙銀行に五萬圓の預けあり同時に乙銀行に同額の借越ありとせば乙丙兩銀行にして爲替取引關係を有するものなるときは甲銀行は兩銀行に對して附替を行ふことを得即ち甲銀行にては(借) 乙銀行 50,000.- (貸) 丙銀行 50,000.- の仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける乙銀行口座の當方口借方及丙銀行口座の

當方口貸方に記入し其旨を乙丙兩銀行に通知す是に於て乙銀行にては(借) 丙銀行 50,000.- (貸) 甲銀行 50,000.- の仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける丙銀行口座の先方口の借方と甲銀行口座の先方口貸方とに記入し其旨を甲丙兩銀行に通知す又丙銀行にては(借) 甲銀行 50,000.- (貸) 乙銀行 50,000.- の仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける甲銀行口座の先方口借方と乙銀行口座の先方口貸方とに記入し其旨を甲乙兩銀行に通知す即ち附替に依て甲銀行は丙銀行より五萬圓の債權を取立て之を乙銀行に返済したることに當り乙銀行は甲銀行より五萬圓の返済を受け丙銀行に債權を生じたることに當り又丙銀行は甲銀行に返済を爲し乙銀行に債務を生じたることに當る之に依て甲乙丙三銀行間に爲替尻の相殺を爲すことを得甲銀行は之に依て大なる便益を得べきなり而して此場合に於ては相手附替の場合と異なり此の如く仕譯を爲すを要するは勿論なり。

振込とは或他支店の依頼に依り他の他支店へ現金又は手形を振込み爲替尻貸借を決済することをいふ二個の他支店が爲替取引關係を有せざるべき又は一個の他支店が特に現金の受入を欲するが如き場合に於ては前記の附替を爲すこと

を得ずして振込の手續を爲さるべからず今其手續を述べんに例へば甲銀行が乙銀行へ現金振込を丙銀行に依頼したりとせば甲銀行は其振込の依頼を爲したるとき何等の記帳を爲さざれども乙銀行へ振込みたる旨丙銀行より通知に接したるとき甲銀行にて (借) 乙銀行 (貸) 仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける丙銀行口座の當方口貸方と乙銀行口座の當方口借方とに記入すべきなり又丙銀行が振込を爲したるときは同行にては (借) 甲銀行 (貸) 仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける甲銀行口座の先方口借方に記入すべきなり又丙銀行より振込を受けたるときは乙銀行にては (借) 乙銀行 (貸) 仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける甲銀行口座の先方口貸方に記入せざるべからず此くして爲替尻の相殺若くは振替を爲すことを得而して利息起算日に關しては振込を爲したる日を以て利息起算日と爲す。

當座附替とは銀行が他支店の當座預金者より當座預金を受取り又は當銀行の當座預金者が他支店へ當座預金を拂込むことをいふ例へば甲銀行の當座預金者より當座預金を受入れたるときは當銀行にては (借) 甲銀行 (貸) 仕

譯を爲し他支店勘定元帳に於ける甲銀行口座の先方口貸方に記入し又例へば當銀行の當座預金者より當座預金を受入れたる旨戊銀行より通知に接したるときは當銀行にては (借) 戊銀行 (貸) 仕譯を爲し他支店勘定元帳に於ける戊銀行口座に於ける當方口借方に記入すべきなり(當座預金元帳に記入すべきは勿論なり)而して何れの場合に於ても當座預金受入の日を以て利息起算日と爲す。

實際界に於ては附替の語は廣義を有し本章に於て説明したる附替振込及び當座附替を總稱するものなり。

第十八章

支店と支店との取引 及び支店と他店との取引

本店と支店との取引に於ては本店にて支店勘定を起し又支店にて本店勘定を起すものなるが支店と支店との取引に於ては支店にて相手の支店勘定を起さずして尙ほ本店勘定を起し本店にて兩支店勘定を起す方法を行ふものなり是れ普

通の方法なり此く支店間の取引を本店にて總括する所以は支店と支店との取引の状況を知り以て各支店の監督其他の便を得んとするにあり今其支店間の取引整理法を述べんに例へば甲支店にて乙支店へ送金爲替を取組み現金を受取りたりとせば甲支店にては (借) 現金 (貸) 本店 の仕譯を爲し恰も本店に對して送金爲替を取組みたるが如く記帳し(此場合に甲支店より乙支店の方に其取引を通知した後乙支店にて支拂ひたるべき其旨を甲支店及び本店へ通知するを單通知法といひ又送金爲替取組の際甲支店より乙支店及び本店へ通知し後乙支店にて支拂ひたるべき其旨を甲支店及び本店へ通知するを複通知法といふ)又乙支店にては送金爲替取組の通知に接したるとき (借) 現金 (貸) 本店 の仕譯を爲し本店より送金爲替を取組みたるが如く記帳し後其手形の支拂を爲したるとき其旨を甲支店及び本店へ通知す而して本店にて例へば單通知法に依り乙支店より送金爲替支拂の通知を受けたるとき一方に於て (借) 現金 (貸) 本店 の仕譯を爲し恰も乙支店より借入れ甲支店へ貸付けたるが如く記帳し他方に於て支店勘定元帳に於ける甲支店口座の借方及び乙支店口座の

貸方に記帳す。

支店間に於ける代金取立其他の取引も之と同じく各支店は本店勘定を起し本店は各支店勘定を起して之を記帳す。

前記の場合に支拂送金爲替手形勘定を起さるときは送金の通知を受けたる際仕譯を爲さずして後其手形の支拂を爲したるとき (借) 現金 (貸) 本店 の仕譯を爲すべきこと曾て述べたるが如し。

本店に於て支店勘定元帳甲支店口座に記入の際其摘要に乙支店向送金爲替手形第何號と記載し又乙支店口座に記入の際其摘要に甲支店取組支拂送金爲替手形第何號と記載せざるべからず。

次に支店と他店との取引に付て述べん。

支店と他店と所謂爲替取引約定を結ぶには本店の承認を得るものにして支店と他店との取引記帳整理法には支店が獨立して他店勘定の下に之を整理する方法と前記支店間の取引整理法の如く尙ほ支店が本店勘定を起し即ち本店にて總括する方法との二種ありと雖も後者の方法を普通の方法なりとす其手續若くは

仕譯は前記支店と支店との取引の場合に同じ即ち例へばA支店が他店甲銀行に對して送金爲替を取組みたるときは該支店は左の仕譯を爲す。

(借) 現金 (貸) 本店

甲銀行より手形支拂濟の旨通知に接したるときは本店は左の仕譯を爲す。

(借) A支店 (貸) 甲銀行

尙ほA支店が獨立に他店勘定を起す場合に於てはA支店は左の仕譯を爲し本店にては何等の仕譯を爲さず。

(借) 現金 (貸) 甲銀行

第十九章 手形交換に關する取引

手形交換とは同一地方に在る數多の同盟銀行若くは組合銀行が營業上受入れたる他行宛小切手手形類を毎日一定の時間に一定の場所にて交換して債權債務を相殺することをいふ其交換の場所を手形交換所と稱す。

手形交換の目的は小切手手形類を互に一々取立つることの手續と不便とを避

けんとするにあり。

手形交換所の組織交換の手續並に交換尻即ち交換差額の決済法等に關する説明を略し茲には手形交換に關する取引及び仕譯の例を示さん。

一 手形交換所へ持出したるもの甲銀行宛小切手金壹千貳百圓及乙銀行振出預金手形金貳千五百圓にして同所にて受入れたるものなし

(借) 預ヶ金 3,700.— (貸) 現金 3,700.—

此仕譯は手形交換を終りたるとき當銀行に於て爲す尙ほ交換差額は預ヶ金にて整理するものなり預ヶ金は當初の契約に依り各同盟銀行が日本銀行其他に預入れたるものなり

二 手形交換所にて受入れたるもの丙銀行提出に係る當行宛小切手金八百圓にして同所へ持出したるものなし

(借) 當座預金 800.— (貸) 預ヶ金 800.—

三 手形交換所へ持出したるもの甲銀行宛小切手金四千圓にして手形交換所にて受入れたるもの丙銀行提出に係る當行宛小切手金貳千圓及び丁銀行提出に

係る當行振出預金手形金七百圓也

(借)	諸	口	(貸)	現	金	4,000.-
	當座預金	2,000.-				
	預金手形	700.-				
	預ケ金	1,300.-				

第二十章 決算

銀行に於ける日々の記帳順序は第一に補助帳簿記入第二に日記帳記入第三に總勘定元帳轉記にして又締切に關しては日々補助帳簿中收納帳及び支拂帳を締切り支拂帳に於て其日の終に於ける現金手許有高前日の現金繰越高に其日の現金收納高を加へ其日の現金支拂高を差引きたるものを算出せざるべからず而して其現金手許有高が日記帳の貸借各合計の差額と符合するときは日記帳記入の正確なるを知ることを得るを以て日記帳を締切り總勘定元帳各勘定口座に轉記を爲すべきなり。

銀行決算は一年に二回行はるゝを通例とす而して當座預金小口當座預金預ケ金他支店爲替尻等の利息計算は便宜上決算日より一ヶ月又は半ヶ月等以前に於て之を行ふものす。

決算手續を行ふ前に當りて先づ必要なる諸勘定の振替記入を爲さるべからず即ち各場合に應じて貸付金を滞貸付金又は貸倒金若くは損失に振替ふるを要す但し貸倒準備金の設ある場合に於ては貸倒金若くは損失に振替ふべきものを之に振替ふべきなり。

曾て記したる方法に依り繰延資産負債に屬する金額を計算して夫々振替仕譯を爲さるべからず。

有價證券、什器、家屋、地所其他の所有物若くは財産の評価を爲し評價損益に付て夫々振替仕譯を爲さるべからず。

諸勘定の振替を終りたるときは期末月計表を作り以て總勘定元帳へ轉記の正否を檢查せざるべからず。

以下章を追ふて決算の手續を説明せん。

第二十一章 補助帳簿の締切

期末月計表を作りたるときは各種補助帳簿に於ける未決算のもの即ち残高を總勘定元帳に於ける當該勘定の残高と突合せ其締切を爲さるべからず補助帳簿に補助記入帳と補助元帳との二種あり其記入帳にては未決算のもの即ち残高の合計を爲し若し一種の記入帳に當所割引手形記入帳他所割引手形記入帳の如く種々の口座若くは種類を設けたるものは總ての口座若くは種類に於ける未決算のもの即ち残高の合計を爲す之を總勘定元帳に於ける當該勘定(例へば割引手形勘定の如き)の残高と突合せ金額符合したるときは其記入帳の金額の締切を爲す又補助元帳にては總ての口座(例へば割引手形元帳に於ける各債務者口座)に於ける残高の合計を爲し之を總勘定元帳に於ける當該勘定(例へば割引手形勘定の如き)の残高と突合せ金額符合したるときは其元帳の各口座に於て貸借差額を金額少なき側に繰越(閉業決算の場合は残高)として赤記して締切り赤記したる金額を次期初日附にて繰越さるべからず(閉業決算の場合は繰越を爲さず)次期に於

て新帳を用ふる場合に於ては此繰越記入は新帳に之を爲すべきなり。

利息計算の都合上にて決算日以前に締切り繰越を爲したる帳簿(例へば當座預金元帳の如き)に於ては再び決算日に於て締切り繰越を爲さること勿論なり。

公債證券賣買帳(公債證券賣買記入帳とも稱す)の如き補助元帳に類似したる帳簿には補助元帳の場合に於けるが如く締切及び繰越を爲すべきなり。

収納帳及び支拂帳の日々の締切に付ては茲に特に説明すべきことなし。

第二十二章 總勘定元帳の締切

補助帳簿の締切終りたるときは商業簿記の場合に於けるが如く左の順序にて總勘定元帳の決算手續を爲さるべからず。

一 資産負債勘定の締切及び繰越

期末日附にて摘要欄内に繰越(閉業決算の場合は残高)と赤記し貸借差額を金額少なき側に赤記し貸借を平均せしめて締切り平常決算の場合に於ては次期初日附にて繰越記入を爲す

二 損益勘定の締切及び繰越

期末日附にて摘要欄内に損益と赤記し貸借差額を金額少なき側に赤記し貸借を平均せしめて締切り總勘定元帳に總損益勘定口座(若くは單に損益口座)を設け之に各種の損益勘定口座に於ける赤記の金額を貸借反對の側に黒記し以て損益を一纏と爲し而して此勘定の貸借額を當期損益金として金額少なき側に赤記し貸借を平均せしめて締切る。

此當期損益金は個人銀行の場合に於ては資本金勘定に合併することを得と雖も會社組織の場合に於ては次期初日附にて總勘定元帳に前期損益金勘定口座を設け之に繰越記入せらるゝものとす(閉業決算の場合は然らず)而して其損益金(純損益)は本支店合併の決算報告表作成せられたる後株主若くは社員總會に於て其決議を経て諸積立金、配當金、賞與金、繰越金等に處分せられ即ち振替へらるゝものなり(第二十八章參照)

第二十三章

繰越日記帳

銀行にて決算を行ひたるべき總勘定元帳に繰越高を記入する目的を以て繰越日記帳に記入することあり其形式日記帳と異なることなく左の如し。

借方

日 記
大正 年 (頁二頁)

振替摘要	摘 要	元 丁	振 替	現 金	合 計
	(資本金)前期繰越				1,000,000 —

帳

(繰越日記帳)

月 日

貸方

振替摘要	摘 要	元 丁	振 替	現 金	合 計
	(拂込未済資本金)前期繰越				750,000 —

今其記入法を記さんに例へば十二月三十一日に決算を爲したりとせば翌年一月一日附にて繰越日記帳の借方の摘要欄に繰越金額を有する各負債勘定を記載し其繰越日記帳の借方合計欄に各繰越金額を記入し又繰越日記帳の貸方の摘要欄に繰越金額を有する各資産勘定を記載し其繰越日記帳の貸方合計欄に各繰越金額を記入す但し現金勘定の繰越金額は繰越日記帳の貸方の締切に於て本日残高として記入せらるゝを以て別に現金勘定を繰越日記帳貸方の摘要欄に記載するを要せず又前章に於て述べたる總損益勘定に於ける當期損益金は之を繰越日記帳の摘要欄に前期損益として記載す即ち當期純益の場合には繰越日記帳の借方の摘要欄に前期損益と記載し之に反して當期純損の場合には繰越日記帳の貸方の摘要欄に前期損益と記載す其純損益金額を合計欄に記入すべきは勿論なり。繰越日記帳の締切法及び之より總勘定元帳への轉記法は普通の日記帳の場合と異なることなし現金勘定の轉記法も亦同様なり即ち繰越日記帳の借方の合計欄の總合計は之を總勘定元帳現金勘定の借方へ轉記し又繰越日記帳の貸方の合計欄の總合計は之を總勘定元帳現金勘定の貸方へ轉記せらるべきなり。

決算に際し繰越日記帳を用ふるは決算に大陸式決算法を加味したるものなり此帳簿使用の目的は繰越高を總勘定元帳に記入するに一旦仕譯帳を通して記入せんとするにありと雖も實益上に於ては敢て此帳簿を使用する必要なきものなり。

第二十四章 本店決算報告表

本店及び各支店(支店は通例獨立の決算を行ふ)は各獨立の決算を行ひ決算報告表(若くは決算報告書)を作成す而して各支店は決算報告表を本店へ送附し本店は本店支店合併の決算報告表を作成す。

茲には本店に於ける決算報告表に付て説明せん。

損益表は總勘定元帳に於ける總損益勘定口座の内容及び金額を損失の部と利益の部とに分ちて適當の形式に記載し且つ其期間の純損益若くは營業成績を表示したる表なり銀行の損益表に於ける重なる項目は利息及び割引料等なるを以て是等の項目の金額を前期に於けるものと比較して營業成績を知ることを得或

項目の金額にして前期に比して著しく増減ありたるときは其原因を精細に調査することを要す。

貸借対照表は繰越若くは残高の資産及び負債を適當の形式に記載し決算の日
に於ける銀行の財産状態を一目明瞭に表示したる表なり其形式に關しては大陸
式及米國式にて資産を左側に記し負債を右側に記すること我國にて普通なれど
も英國式にて其反對に記するものもあり又其記載を爲すには或は總勘定元帳に
於ける諸勘定を合併して表示することあり或は或勘定を數個に分割して表示す
ることあり又諸勘定記載の順序には種々あれども銀行にては現金の如き流動資
産を以て資産の側の記載を始め營業用地所家屋の如き固定資産を以て其記載を
終り又當座預金の如き流動負債を以て負債の側の記載を始め資本金の如き固定
負債を以て其記載を終るが如きは最も適當なる記載順序なりとす又諸勘定を現
金勘定、預り金勘定、借入金勘定、貸出金勘定、預け金勘定、有價證券勘定、他店勘定、支店
勘定、本店の貸借対照表にて所有物勘定、資本金勘定等に大別し更に其各を細別し
て記載するときは財産状態を一層明らかならしむることを得べきなり。

貸借対照表には當期純損益を記載すべきは勿論前期よりの繰越金存在するど
きは其繰越金をも記載すべきなり(第三編第二十一章參照)

財産目録は貸借対照表に於ける資産負債を記載したるものなれども一層詳細
に分類したる表なり財産目録調製に際し負債勘定に附する金額につき議論を生
ずることなしと雖も之に反して資産勘定に附する金額につきては議論を生ずる
を免れず我商法の規定にては財産に時價に超えざる價額を附することを得と雖
も其財産の範圍に付ては時として疑問を生ずることあり又資産の評價に關して
は會計學上一定の原則あるを以て法律の規定に牴觸若くは反せざる範圍内に於
て會計學の原則に依るを可とす(第三編第二十二章參照)

第二十五章 本支店爲替尻

各支店より決算報告表到着したるときは本支店爲替尻即ち貸借残高を突合せ
ざるべからず本店貸借対照表に於ける各支店に對する貸借が各支店貸借対照表
に於ける本店に對する貸借と符合せざる場合あり然れども之を以て直に計算に

誤ありと斷定することを得ず何となれば期末に近く一方の銀行より起したる取引の通知が他方の銀行に到着せざる以前に於て其他方の銀行が決算を爲したる場合に於ては取引を起したる銀行と通知の到着せざる銀行との間に爲替尻即ち貸借残高の符合せざることあるは當然なるべければなり故に貸借對照表に於て爲替尻の符合せざるものありたるときは其後支店より到着せる諸通知書及び期末に近く本店より支店へ發送したる諸通知書等に依て其原因即ち理由を調査し之を明らかならしめたるときは其通知を受くべき方の銀行の貸借對照表に於ける勘定及び金額を整理若くは變更し以て本支店爲替尻を符合せしめざるべからず今爲替尻突合せに關する例を述べん。

例へば甲支店より本店に對して期末に近く金五千圓の送金を爲替を取組みたりとせんに本店に於て未だ其通知に接せざるに先立ち決算を爲したる場合に於ては甲支店の貸借對照表に於ては本店より五千圓の借と爲るも本店の貸借對照表に於ては同支店に五千圓の貸と爲らず爲替尻に五千圓の差を生ずるを免れず故に後甲支店よりの通知に依て其原因(送金したること)明らかと爲りたるときは本

店の貸借對照表に於て甲支店勘定の借方へ五千圓を加へ爲替尻を符合せしむると同時に支拂送金を爲替手形勘定の貸方へ五千圓を加へ以て勘定及び金額を整理變更すべきなり。

又例へば乙支店より取立依頼の荷附爲替手形參千圓を本店にて期末に近く取立てたるに乙支店に於て其取立済の通知に接せざるに先立ち決算を爲したる場合に於ては本店の貸借對照表に於ては乙支店より參千圓の借と爲るも乙支店の貸借對照表に於ては本店に參千圓の貸と爲らず爲替尻に參千圓の差を生ず故に期末に近く本店より發送したる通知に依て其原因(荷附爲替手形の取立を爲したること)明らかと爲りたるときは乙支店の貸借對照表に於て本店勘定の借方へ參千圓を加へ爲替尻を符合せしむると同時に荷附爲替手形勘定の貸方へ參千圓を加へ以て勘定及び金額を整理變更すべきなり。

第二十六章 本支店合併決算報告表

本支店決算報告表に付きて爲替尻の突合せを爲したる後本店支店合併の決算

報告表を作成せざるべからず。

本支店合併損益表は本店及び各支店の損益表に就きて同一勘定の金額を夫々合計したるものを以て作成したる損益表にして本店及び各支店の純損益も亦之を合併するものなり合併損益表に依て其銀行に於ける全體の營業成績を知ることを得。

本支店合併貸借對照表は本店及び各支店の貸借對照表に就きて同一勘定の金額を夫々合計したるものを以て作成したる貸借對照表なり但し本店と各支店との爲替尻は符合即ち本店の貸は支店の借にして又本店の借は支店の貸なりするを以て本支店合併貸借對照表を作成する場合に於ては内部的關係たる本支店間の貸借は之を除去するものとす本支店合併貸借對照表に依て其銀行に於ける全體の財産状態を一目明瞭ならしむることを得。

本支店合併財産目録は本店及び各支店の財産目録に就きて同一勘定の金額を夫々合計したるものを以て作成したる財産目録なり之に依て其銀行に於ける全體の財産の詳細なる内譯を知ることを得。

要するに本支店合併の決算報告表は本支店を總括したる其銀行全體の損益及び財産状態を表示するものにして其銀行の資本主及び債權者は之に依て始めて必要なる事項及び計算を知ることを得るものなり。

第二十七章 本支店損益の振替

本店は各支店の決算報告表に依て各支店の損益を知り本支店合併損益表を作成すれども互に現金の輸送を爲さず即ち支店に純益ありても現金を本店へ輸送せず又支店にて純損ありても本店より現金を輸送することなきを以て損益より生じたる貸借關係を記帳せざるべからず即ち本店及び支店に於ては次期初日附にて振替仕譯を爲すべきなり今其例を示さん。

例へば甲支店に於て壹萬五千圓の純益ありしと假定せば本店に於ては (借)
 甲支店 15,000.— (貸) 前期損益金 15,000.— の仕譯を爲し又甲支店に
 於ては (借) 前期損益金 15,000.— (貸) 本店 15,000.— の仕譯を爲す
 べきなり。

又例へば乙支店に於て八千五百圓の純損ありしと假定せば本店に於ては(借)前期損益金 8,500.- (貸) 乙支店 8,500.- の仕譯を爲し又乙支店に於ては(借) 本店 8,500.- (貸) 前期損益金 8,500.- の仕譯を爲すべきなり。

本店及び支店に於ける純損益は本店及び支店の總勘定元帳に於ける前期損益金勘定の残高にして此残高は各支店に於ては之を前記の如く之を本店勘定に振替へたる場合に於て消滅し又本店に於ては本店の純損益に支店の純損益を合併したる後其損益の處分案を社員總會に於て決議したる場合に於て消滅す。

第二十八章 損益金の處分及び記帳

本支店合併損益表にて銀行の全純損益額明らかなるを以て之に依て損益處分案が作成せられ社員總會に於て其承認の決議ありたるときは振替仕譯を爲さるべからず今一の株式會社組織の銀行に於ける利益處分案を左の如く假定せん。

當期純益金 金貳萬參千五百六拾五圓七拾九錢也

利益處分案

法定積立金	金壹千八百圓也
別途積立金	金貳千五百圓也
配當金	金壹萬貳千五百圓也
	但シ年
賞與金	金五千圓也
後期繰越金	金壹千七百六拾五圓七拾九錢也

株主總會に於て右利益金處分案承認の決議ありたるときは左の振替仕譯を爲さるべからず。

(借) 前期損益金	23,565.79	(貸) 諸口	
		法定積立金	1,800.-
		別途積立金	2,500.-
		配當金	12,500.-
		賞與金	5,000.-

前期繰越金 1,765.79

右仕譯に依り振替傳票を作り日記帳を通して總勘定元帳の各勘定口座に轉記するときには前期損益金勘定口座に於ては貸借相平均し(即ち殘高消滅し)又新に設けられたる法定積立金、別途積立金、配當金、賞與金及び前期繰越金の諸勘定口座に於ては其貸方に轉記せらるゝものなり。

配當金を株主に支拂ひたるときは更に左の仕譯を爲し總勘定元帳の配當金勘定の借方に轉記せらるゝものなり。

(借) 配當金 (貸) 現金

賞與金の内本店役員分を現金にて支拂ひたるときは左の仕譯を爲し賞與金勘定の借方に轉記せらる。

(借) 賞與金 (貸) 現金

又支店役員分の支拂方を例へば甲支店に委託し甲支店より支拂ひたる旨の通知に接したるときは左の仕譯を爲し賞與金勘定及び甲支店勘定に轉記せらる。

(借) 賞與金 (貸) 甲支店

法定積立金は強制的準備金にして將來に於ける會計期間の終に於て貸借對照表上に生ずることあるべき純損失を補填する場合に限り之を使用することを得るものなり法律が此種の積立金を設けることを強要する所以は會社の財産状態をして常に確實ならしめんことを期するにあり。

別途積立金は任意的準備金にして種々の目的に供せらるゝものなり或は會社に依ては此の如き總括的積立金を設けずして種々の目的に依り分割し例へば事業擴張積立金、配當平均積立金等の準備金を設くるものもあり(第三編第十六章參照)

前期繰越金は積立金配當金其他に用ひられざりし純益金の一部分なり之に依て或は積立金配當金其他に用ひられざりし殘餘を後期へ繰越すことを得或は之に依て繰延資産負債に屬する金額を一々計算せずして之を取扱ふことを得。

前期損益金の處分に際して會社に於て純損即ち缺損ありたる場合に於ては或は缺損全部を次期へ繰越すことを得或は法定積立金の設あるときは之を以て缺損全部を處分若くは補填することを得或は法定積立金にて缺損の一部分を處分若くは補填し他の部分を次期へ繰越すことを得又或は缺損除去の目的を以て株

主總會の決議を経て資本減少の手續を行ふことを得べきなり。

記帳例題

株式 渡部商業銀行第一期營業日誌 會社

大正 年十一月一日

- (1) 銀行設立に關する諸般の手續を了し營業を開始す
- 株金總額壹百萬圓、一株金額五拾圓、株數貳萬株
- (2) 各株主より第一回拂込として一株に付拾貳圓五拾錢合計貳拾五萬圓を通貨にて受取る
- (3) 發起人渡部明へ創業入費壹千貳百圓を通貨にて支拂ふ
- (4) 嵐山陽之助より營業用地所百坪を貳百圓替にて買入れ代金貳萬圓を通貨にて支拂ふ

- (5) 櫻川武男より營業用家屋壹棟を買入れ代金參萬圓を通貨にて支拂ふ
- (6) 六浦廣より電話壹個を買入れ代金五百圓を通貨にて支拂ふ
- (7) 野守堅太郎より金庫壹個を買入れ代金壹千圓を通貨にて支拂ふ
- (8) 鶴飼信一より事務用机椅子其他を買入れ代金五百五拾圓を通貨にて支拂ふ
- (9) 帳簿文具印紙切手其他の消耗品を買入れ代金六拾五圓を用途方へ通貨にて支拂ふ
- (10) 取締役八島義一支店設置の爲め旅行に付貳百圓を通貨にて支拂ふ
- (11) 預金利子歩合を左の通り定む
 - 一 當座預金 日歩 八厘
 - 一 小口當座預金 日歩 壹錢
 - 一 定期預金
 - 三ヶ月以上 年五分
 - 六ヶ月以上 年五分五厘

十一月十五日

- (1) 松風清聲と當座取引及び同貸越の契約を結び壹萬五千圓を通貨にて受取る
通帳番號一號小切手番號い一號よりい五十號迄
- 貸越極度貳萬圓、貸越日步貳錢貳厘、根抵當攝津紡績會社株(五拾圓券貳百五拾
株時價貳萬五千圓)
- (2) 藤戸久太郎より小口當座預金として五百五拾圓を通貨にて受取る通帳番號
一號
- (3) 鉢木市藏より定期預金として貳萬圓を通貨にて受取る期限六ヶ月證書番號
一號
- (4) 日本銀行と當座勘定を開き拾五萬圓を通貨にて預入る通帳番號貳拾號小切
手番號と一號よりと五拾號迄
- (5) 大江山高より五分利付公債證書額面七萬圓を九拾圓替にて買入れ代金を通
貨にて支拂ふ

- (6) 隅田川船太より參千五百圓を通貨にて受取り預金手形一號を振出す
- (7) 井筒有常へ證書貸付を爲し通貨にて支拂ふ 取引番號一號
期間二ヶ月、利息年九分、金額參萬圓
擔保品第一銀行株四百株(五拾圓券)時價四萬圓 保證人なし
- (8) 柏崎光明の依頼に應じ左の爲替手形の割引を爲す日步貳錢五厘取引番號當
一號
振出人葵野雨江支拂人安達原銀次、手形番號五號、日附十一月一日、期日十二月
十五日、金額貳萬五千圓
擔保品五分利付公債證書額面參萬圓時價貳萬七千六百圓割引料差引き殘額
を通貨にて支拂ふ
- (9) 安宅關之助より次の手形の取立依頼を受く 取引番號當一號
竹生島波夫振出約束手形第五號、日附十一月一日、期日十二月卅一日、金額參千
八百五拾圓也
- (10) 大阪支店を開設し元金として金五萬圓を同支店支配人へ向け日本銀行振出

送金爲替手形にて送る

- (11) 爲替金額及び手数料貳拾五圓日本銀行宛當座小切手と一號にて支拂ふ
- (12) 松風清聲より當座預金として金八千五百圓を通貨にて受取る

預け預り 日歩 壹錢 借越貸越 日歩 貳錢

十一月三十日

- (1) 曾我太郎と當座取引及び同貸越の契約を爲し金貳千圓を通貨にて受取る
- (2) 蘆刈耕作へ手形貸付を爲す日歩貳錢參厘取引番號一號
- 手形種類約束手形、手形番號一號、日附本日、期日十二月三十一日、金額壹萬貳千圓也
- 擔保品生糸拾捆時價壹萬五千圓
- 割引料差引き手取金の内貳千圓を預金手形二號と爲し殘額を通貨にて支拂ふ

- (3) 雲林院龜八郎へ五分利付公債證書額面六萬圓を九拾七圓替にて賣渡し代金五萬八千貳百圓を同人振出三井銀行宛當座小切手ろ四號にて受取る
- (4) 松風清聲振出當座小切手い一號貳千五百圓を本人へ通貨にて支拂ふ
- (5) 阿漕進の依頼に應じ大阪へ送金爲替を取組む 取引番號大一號
- 受取人熊野清水、金額壹千圓、手数料參拾錢
- 右爲替金及び手数料通貨にて受取る
- (6) 田村良吉より左の手形の取立依頼を受く手数料千分の一、取引番號神一號
- 爲替手形振出人東北正香、受取人田村良吉、支拂人神戸兩月金藏、手形番號二十號、日附十一月十八日、期日十二月十八日、金額參千圓
- 右取立手数料壹圓五拾錢通貨にて受取る
- 手形は取立の爲め神戸銀行へ送る
- (7) 野宮稻造の依頼に應じ神戸へ荷爲替を取組む日歩貳錢五厘、手数料千分の一、取引番號神一號
- 貨物昆布百萬斤、價額貳萬圓、運送便汽車積、保險種類運送保險、保險金額貳萬貳

千圓

荷受人石橋經政、手形番號九號、日附本日、期日十二月八日、手形金額壹萬五千四百圓

割引料及び手数料差引き手取金の内五千圓を預金手形三號と爲し殘額を
本銀行宛當座小切手と二號にて支拂ふ

(8)

大阪支店より左の報告あり

(9)

送金爲替取組一號、依頼人望月米太郎、受取人定家幸治、金額六千圓
神戸銀行より左の報告あり

取立依頼割引手形一號、爲替手形、依頼人當麻次郎、振出人海士三次、支拂人百萬
山姥、手形番號八號、日附十一月十九日、期日十二月十五日、手形金額壹萬圓
右に付支拂人の引受を求む

(10)

本月分雜費百五拾九圓を用度方へ通貨にて支拂ふ

(11)

本月分役員給料壹千圓を通貨にて支拂ふ

(12)

本日手形交換所の計算左の通り

持出したるもの 三井銀行宛當座小切手貳萬八千八百圓

受入れたるもの 第百銀行提出松風清聲振出當座小切手い二號貳千圓

十二月十五日

(1)

松風清聲振出當座小切手い三號參千五百圓に支拂保證を爲す

(2)

藤戸久太郎へ小口當座預金參百圓通貨にて拂戻を爲す

(3)

曾我太郎の依頼に應じ左の爲替手形の割引を爲す日步貳錢六厘、取引番號神
一號

振出人玉葛勝太郎、支拂人神戸紅葉狩行藏、手形番號五拾參號、日附十二月十日

期日翌年一月十七日、手形金額四萬五千圓

擔保品肥後米貳千石時價五萬圓、三菱倉庫會社倉荷證券三百五十號保證人天

鼓音之丞

割引料差引き手取金の内四萬圓を同人當座預金に振替へ殘額を通貨にて支
拂ふ

- (4) 右手形は取立の爲め神戸銀行へ送る
定期預金一號金貳萬圓期日前なるも預け主の依頼に依り本日拂戻を爲す但し利息は預り日數に對し日歩壹錢の割にて支拂ふ
右拂戻金及び利息日本銀行宛當座小切手と二號にて支拂ふ
- (5) 曾我太郎より當座預金として通貨五千參百圓を受取る
- (6) 大阪支店より左の爲替手形の取立依頼あり
取立依頼割引手形大一號、依頼人小町喜一郎、振出人養老倉之助、支拂人當地松虫靜手形番號九號、日附十一月三十日、期日十二月三十一日、手形金額五千六百圓
- (7) 右に付支拂人の引受を求む
唐船景清へ證書貸付を爲し通貨にて支拂ふ取引番號二號
期間二ヶ月、日歩參錢、金額參萬圓
保證人蟬丸良歌、擔保品なし
- (8) 松風清聲より當座預金として左の通り受取る

- (9) 一 曾我太郎振出當行宛當座小切手貳萬五千圓
一 采女富佐振出第一銀行宛當座小切手參千圓
一 通貨九百八拾圓
- (10) 支拂送金爲替手形大一號持參人定家幸治へ通貨にて支拂ふ
取立依頼割引手形神一號期日に付支拂人百萬山姥より松風清聲振出當座小切手と四號にて受取る
- (11) 割引手形當一號期日に付支拂人安達原銀次より三菱銀行宛當座小切手にて受取る
- (12) 大阪支店より左の報告あり
送金爲替手形大一號去る十二月三日支拂濟
- (13) 神戸銀行より左の報告あり
荷附爲替手形神一號去る十二月八日取立濟
- (14) 本日手形交換所の計算左の通り
持出したるもの

- 一 第一銀行宛當座小切手參千圓
 - 一 三菱銀行宛當座小切手貳萬五千圓
- 受入れたるもの

- 一 第三銀行提出松風清聲振出當座小切手參千圓
 - 一 第百銀行提出曾我太郎振出當座小切手貳萬參千圓
- 小口當座預金、當座預金及他店爲替尻の利息計算を爲す

十二月三十一日

(1) 利息計算済に付左の通り記入す

一 小口當座預金	藤戸久太郎	利息	金
一 當座預金	松風清聲	利息	金
	曾我太郎	利息	金
一 神戸銀行	先方口	利息	金
	當方口	利息	金

- (2) 代金取立手形當一號期日に付支拂人竹生島波夫より通貨にて受取る
 - (3) 手形貸付一號期日に付支拂人蘆刈耕作より通貨にて受取る
 - (4) 取立依頼割引手形大一號期日に付支拂人松虫静より通貨にて受取る
 - (5) 神戸銀行より左の報告あり
 - (6) 他所代金取立手形神一號去る十二月十八日取立済
 - (7) 本月分役員給料壹千五百圓を通貨にて支拂ふ
 - (8) 本月分雜費百五拾圓を用度方へ通貨にて支拂ふ
 - (9) 決算に付左の通り財産の評価を爲す
- | | | | |
|---------------|-------|----|-----|
| 五分利附公債證書額面壹萬圓 | 九拾參圓替 | 什器 | 貳千圓 |
| 家屋 | 參萬圓 | 地所 | 貳萬圓 |
- 決算に付未收利息、未拂利息及び未經過割引料の計算を爲す

未收利息	證書貸付二口	金
未拂利息	定期預金一口	金
未經過割引料	割引手形一口	金

(10) 本日決算を行ひ本店の損益表、貸借對照表及び財産目録を作成す

一月六日

(1) 大阪支店より損益表、貸借對照表及び財産目録を送り來る

(假定の數字を記入して之を作成すべし)

(2) 本支店合併の損益表、貸借對照表及び財産目録を作成す

(本支店爲替尻の符合せざるものは之を符合せしむべし)

一月十五日

(1) 株主總會にて左の利益金處分案承認の決議を爲せり

当期利益金 金

處分案

法定積立金 金

別途積立金 金

配當金 金

但シ

賞與金 金

本店 金
大阪支店 金

後期繰越金 金

(2) 本店役員賞與金通貨にて支拂ふ

(3) 大阪支店役員賞與金立替支拂方同支店へ依頼せり

(本例題に於ては記帳を便ならしめ且つ了解を容易ならしめんが爲め他支店を各一行と爲し取引數を少なからしめ又日常最も普通なる取引のみを記載したり)

第三編 會計學

第一章 緒言

會計學は計理學又は計算學とも稱せられ歐米に於けるAccounting又はAccountancyを意味す。

會計學は廣義に於ては簿記を含むものなれども狹義に於ては之を含まず我國に於ても會計學は狹義に解せられ簿記を含まざるを通例とす然れども簿記と會計學とは極めて密接なる關係を有し此兩者を全く別個獨立のものとして確然區別することを得ざるは會計學の性質並に發達に依て自ら明かなり又會計學は廣義に於ては監査を含むものなれども時として狹義に解せられ監査を含まざる場合もあり我國に於ても會計學と稱するとき或場合には監査を含み又或場合には監査を含まざるなりされば會計學に廣狹の二義ありて狹義に於けるものにも簿記を含まざれども監査を含むものと簿記及び監査を含まざる最狹義のものとの

二種ありといふことを得茲に説明せんとする會計學は簿記を含まず又監査に關しては第二十五章に於て其概念を述ぶるに止め他の各章は主として最狹義に於ける會計學に關するものなり。

抑會計學は會計整理に關する困難且つ複雑なる問題の理論的解決並に實際的取扱法を研究する學にして會計整理の完全を期するに缺ぐべからざるものなり往時社會の幼稚なりし時代に於ては會計整理のことも極めて容易なりしが近世社會の發展著しきに従ひ各場合に於ける會計整理の問題も漸く困難且つ複雑と爲れるを以て主として記帳の技術を目的とする簿記に會計整理を一任すること能はざるに至り茲に簿記より獨立したる會計學の發達を見るに至れり。

歐米諸國に於ては夙に會計學の必要を認め之が研究の行はるゝこと盛んにして従て有名なる學者輩出し又有益なる著書の發行せらるゝこと尠からず加之會計學に關する社會的職業に對する法律規定を見るに至り社會に於ては能力及び資格を有する會計士漸く増加し經濟界の發展に貢獻する所尠からざるに至れり我國に於ては會計學の研究日尙は淺く従て未だ歐米に於けるが如く其職業の十

250
150
400

分なる發達を見るに至らざるなり然れども我國に於ても今や斯學は漸く社會より注目せらるゝに至り或は學者實際家集まりて研究會若は學會を組織し斯學に關する智識の交換普及を計るあり或は斯學に關する著書雜誌等の發行せらるゝあり或は會計調査所若は會計事務所の開始せらるゝあり曩には第三十七回帝國議會に於て議員より會計士法案なるもの議會に提出せられ衆議院を通過したることあり政府當局者も今や斯學に關する調査研究を等閑に附するを得ざるに至り此くして會計學は我國に於ても近來著しく生氣を帯び來れるや疑を容れざるなり然れども我國に於ては斯學に關する教育制度未だ完全なりといふを得ず又之が職業問題の解決に對する社會各人の態度可なりといふを得ざるなり。

會計學の研究方法に種々あり或は監査の部と他の部とに分ちて研究せられ或は記録、組織及び批評の三部に分ちて研究せられ或は會計學の歴史最狹義の會計學監査及び實地問題の四部に分ちて研究せられ或は第四章に於て述ぶるが如く數多の部に分ちて研究せられ其他種々の方法あり。

最狹義の會計學研究方法にも種々あれども損益計算書に依て一定期間の損益

を表示し貸借對照表に依て一定の時期に於ける財産状態を表示するに際し生ずることあるべき種々の問題に關し研究を遂ぐるが如きは最も有效なる方法の一たるを失はず。

監査の第一の目的は會計帳簿を檢査し批評し之に詐欺又は錯誤なきや否やを檢査するにあり然れども監査の目的は決して帳簿の檢査のみにあらざるなり但し監査の目的も亦會計整理の完全を期するにあるを以て監査を行はんには會計學の他の部分に關する理論並に實際の取扱法に明かならざるべからず。

會計學に最も密接の關係を有する學科は簿記、數學、商業學、商事財政學、法規等なり會計整理に關する記帳の技術は簿記に依て之を知らざるを得ず帳簿に記入すべき數字は數學に依て之を算出せざるを得ず各種事業の性質並に經營法等は商業學に依て之を知らざるを得ず資金の調達運用法等は商事財政學に依て之を知らざるを得ず各種事業を支配する諸法規は之を嚴守し殊に商業會計には商法の規定を知らざるを得ず是等の諸學科に關する智識は會計學の研究に必要缺ぐべからざるものなりと雖も會計學は是等諸學科の一部分にあらずして極めて廣汎

なる智識を要する獨立の學科なり。

本編第一章乃至第五章は總論の部に屬し第六章乃至第二十四章は最狹義の會計學の部に屬し第二十五章は監査の部に屬す。

第二章 會計學の發達

廣義に於ける會計學の發達に關しては先づ簿記の起原及び發達を研究し次で狹義に於ける會計學の發達及び會計士の發達を研究せざるべからず簿記の起原及び發達に關する研究は極めて興味ある所なれども今茲に之を述べず又會計士の發達に關しては次章に述ぶるを以て本章に於ては狹義の會計學の發達に關して簡單に述べんとす。

現今會計整理には會計整理上の理論的事項に關する智識を要するのみならず會計の監査に關する智識を要す會計の監査に於ても各場合の會計が正確整頓便利且つ明瞭なりや否やを檢査するのみならず更に進んで事業經營の適否並に經營上の各部分的事項の如何を判斷し又事業經營に關する所謂診斷協議及び忠告

を爲さざるべからず是等の會計及び監査に關する智識は會計學の研究に依て得らるべきなり。

抑會計學は近世に於ける經濟社會の發展並に商業國民の進歩的智識に依て發達したるものなり近世經濟界大に發展し事業の規模は大と爲り經營組織は複雑と爲り株式組織の企業は増加し企業のコ合併買收並に組織の變更等行はれ破産支拂停止紛擾同盟罷工等起り營業稅所得稅等の調査も必要と爲り種々の訴訟事件も起り其他幾多の社會的現象若し事項は自ら會計學の必要を喚起し其發達を促し會計士の活動を要するに至れり。

簿記は伊太利に於て最も早く發達したるが近世會計學及び近世會計士の職業は英國に於て最も早く發達したり蓋し同國經濟界の著しき發展に伴ひたるものなり和蘭佛蘭西獨逸等に於ても所謂伊太利簿記は一般に普及したれども概して簿記及び會計學の發達は英米に於けるが如く盛ならざりしが是れ大陸諸國に於ける立法的制度が自ら其發達を妨げたるものなり。

會計學及び會計士の職業は英國より米國に傳はり同國の實際的商業學と結付

き米國的思想及び米國の才能の下に發達したるが是れ同國經濟界の發展並に隆盛が自ら其發達を促したるものなり又米國は能く會計學の商業教育上に於ける地位を解決したるものにして現今會計學は同國諸學校に於て熱心に研究せらるゝ所なり。

我國に於て會計學を一科獨立のものとして學校の課程に加へたるは今より十數年前のことにして従て我國にては會計學の研究日尙ほ淺く固より歐米に於けるが如き發達を見ずと雖も我國に於ても經濟界の發展は漸く會計學の必要を招き今や進んで歐米諸國に於けるが如き會計士の職業に關する制度を設けんとの議論漸く紛々たるに至れり。

第三章 會計學に關する職業

會計士の最も早く發達したるは伊太利に於てなりと雖も十七八世紀に於て同國に重要な地位を有したる會計士は其後漸く勢力を失ひ衰微に赴き近世の意味に於ける會計士は英國に於て最も早く發達したり即ちスコットランドに於て

會計士協會が初めて起り又特許會計士が初めて起り斯職業が他の職業に對して重要な地位を占むるに至れりスコットランドに於て會計士の職業の最も早く發達したるはエディンバラにして同地に於ては特許會計士の起れる以前に於て已に有名な會計士存在したりグラスゴーに於ては會計士に關する多くの記録なく十八世紀の終に於て自ら會計士と稱して獨立の營業に従事したるもの極めて尠かりきエディンバラに於ける會計士の職業は法律的職業に關聯して起りたれどもグラスゴーに於ては商業社會に於ける一の特別な職業として起れり。

エディンバラに於ける會計士協會設立の第一歩は千八百五十三年數人の會計士協議の上當時營業を爲せる十四人の會計士に對して一の通知狀を發したるにあり已にして一の請願書^{Petition}を提出し千八百五十四年政府の特許狀を得一の協會を設立し之を Society of Accountants in Edinburgh と稱したるが是れ會計士協會の嚆矢たり次でグラスゴー會計士も千八百五十五年政府の特許狀を得會計士協會を設立し Institute of Accountants in Glasgow と稱したり次でアバーデン^{Charter}會計士も千八百六十七年政府の特許狀を得會計士協會を設立し Society of Accountants in Aberdeen と稱した

り前記エディンバラ協會は其設立後會員に一種の稱號を與へんとし特許會計士即ち Chartered Accountants—C. A. の稱號の採用を決議せり已にして此稱號はグラスゴー協會及びアバーデン協會に於ても之を採用せり然れども此稱號が社會一般に知られ又會員が一般に用ふるに至りたるは稍後年のことに屬す此くして此稱號はスコットランド全體に於て認められ又後に記する English Institute に於ても採用せられ遂に英國全體に於て認めらるゝものと爲れり。

已にしてスコットランドに於ける三協會は入會者の資格及び入會試験に關する協議を遂げ又會計士の職業を支配する規則を定め又 English Institute が千八百八十年於て設立せられ Irish Institute が千八百八十八年に於て設立せられたる後夫等の協會と氣脈を通じ相通信し又會合を催ふし相互の利益の増進を計れり而してスコットランドに於ける三協會は千八百九十六年に於てスコットランド特許會計士名簿を創刊し又千八百九十七年に於て會計雜誌 Accountants' Magazine を創刊せり。

イングランド及びアイルランドに於ては會計士の職業がスコットランドに於けるが如く早く重要な地位を占むるに至らざりきスコットランドに於て會計士

の手に委せられたる會計上の問題の一部はイングランドに於ては裁判所の官吏等に依て取扱はれたりされば當初スコットランドに於ては會計士の業務多かりしもイングランドに於ては獨立的會計士の業務比較的多からざりしなり然れども是等官吏の會計問題に關する能力十分なりといふを得ざりしなり已にしてイングランドに於ても商店其他に於ける簿記方並に會計士の數大に増加したり然れども十九世紀に至りてもイングランドに於ける會計士の大多數は會計事務の外尙ほ一定の職業を有したり會計士協會に關しては千八百七十年リバープール會計士協會及びロンドン會計士協會設立せられ千八百七十一年マンチエスター會計士協會設立せられ千八百七十三年イングランド會計士協會設立せられ千八百七十七年セフィールド會計士協會設立せられたり是等の協會は協議の後遂に一の請願書を提出し千八百八十八年政府より特許狀を得リリバープール會計士協會以下の協會を合併して一の會計士協會を設立し之を Institute of Chartered Accountants in England and Wales と稱したり。

ソイルランドに於ては千八百〇八年に於て會計士存在したるも會計士の職業

は十九世紀の中葉に至るまで發達せざりき千八百八十八年に於てアイルランド會計協會の設立を見たり。

英國植民地に於ても會計士の職業發達し各地に會計士協會の設立を見たり。

大陸諸國に於ては會計士の職業は英米に於けるが如き發達を見ずと雖も伊太利に於ては稍發達し殊に北部伊太利に於ては一層發達し全國を通じて會計士協會の數も尠からず然れども同國に於ては會計に關する業務を法律家が行ふ場合もなきにあらず又會計士にして實務に従事せず主として學理の研究に従事する者もあり和蘭に於ては千八百八十年以來會計士の數著しく増加しネザerland會計士協會は千八百九十五年に設立せられたるものにして和蘭に於ける最初の會計士協會なるが之れに次で三個の會計士協會設立せられたり而して同國に於ける會計士の業務は主として監査にして會社の清算の如きは元來其業務に屬せざるものなり白耳義に於ては會計士の業務は全く自由にして何人も隨意に之に従事することを得而して此業務は敢て社會より重要視せられざりしなり佛蘭西に於ては諸處に商業學校の設立あり會計學の研究亦行はれざるにあらずと雖も

斯學は格別著しき發達を爲さざるなり獨逸に於ては從來伯林其他主なる都市に於て多くの會計士存在し其多くは商業會議所にて能力を檢定せられ裁判所に於て宣誓を爲し訴訟事件等に關し裁判所に於て業務に従事するものなり彼等は官吏にあらずと雖も特別の信任を有するものなり獨逸の會計士は業務として會社計算の監査を爲すことあり又會社等の貸借對照表財産調査表等を作成することもあり是等以外の大體に於て會計學の發達幼稚なりとす。

米國に於ては千八百八十二年に紐育に於て會計士協會の設立を見たりと雖も是れ寧ろ學問的團體にして會員の一部分のみ會計士の職業に従事したり次で千八百八十七年紐育州法の下に於て米國會計士協會設立せられたりと雖も其後格別の發達を爲さざりき次で千八百九十六年紐育州が英國の例に倣ひ認許會計士法 Certified Public Accountant Law を制定し此立法の下に於て一の檢定試験の制度を設け一定の試験に合格したる者をして認許會計士と稱することを得せしめたり然れども檢定試験に應じ得る智識を有する者を養成する設備を爲さざれば完全に其立法の目的を達し得ざるを以て種々研究の結果紐育大學内に商業學及び會

計學等を結付けたる一分科を設け之を會計學の高等研究所となすと同時に之を一般商業の學理的研究所と爲せり他の米國諸州に於ても漸次紐育州の例に倣ひ會計學及び會計士の職業の發達を計りつゝあり已にして米國各州に於て會計士協會續々設立せられたるが千九百二年に於て合衆國會計士聯合協會 Federation of Societies of Public Accountants in the United States of America を組織し千九百五年亞米利加會計士協會 American Association of Public Accountants の名稱を採用し其聯合協會の事業を繼承したるが事業着々として發展の運に向ひ今日米國數十州に於ける會計士協會に屬する會員は實に夥しき數に達したり米國に於て三十年以前に會計學は極めて幼稚なりしが今日に於ては斯學は安全確實なる事業經營には缺ぐべからざるものと爲り又會計學に關する職業も駸々として發達しつゝあり。

我國に於ても會計士として獨立的營業に従事する者なきにあらざれども歐米に於けるが如く未だ一定の法律制度に依て規定せられたるものにあらず又敢て歐米に於けるが如き會計士協會の存在するものあらず要するに我國に於ける斯學の發達未だ幼稚の域を脱せざるものなり。

第四章 會計學の教育上の地位

英國に於ては近世會計學の發達盛にして又 Oxford 及び Cambridge 等の如き堂々たる大學を有すと雖も一般的且つ完全なる商業教育の制度に乏しく従て會計學の商業教育上に於ける地位は明かならざりき又歐洲大陸諸國に於ては商業教育の設備稍可なるものありと雖も社會に於ける會計學の發達幼稚にして亦會計學の商業教育上に於ける地位の問題は解決せられざりしなり米國に於ては英國の例に倣ひ會計士の職業に關する法律を制定したりと雖も其立法の目的を完全に達せんが爲め會計學に關する教育問題を解決する必要を認めたるが當時米國の經濟界發展の状態は一般商業學をも發達せしむる必要を認めたるを以て遂に種々研究の結果會計學の商業教育上に於ける地位の問題を解決するに至り即ち現今會計學は諸州の大學又は専門學校等に於て一般商業學と共に盛に研究せらるゝに至れり此の如くして米國にては會計學を確固たる學問的基礎の上に置きたるを以て會計士たるべきものゝ能力及び資格をして十分ならしむることを得會

計士をして真に能く社會に貢献せしむることを得るに至れり。

今少しく詳細に米國に於ける會計學の起原及び狀況に付て述べんとす。

紐育州は他州に先んじて千八百九十六年に英國の例に倣ひ認許會計士法を制定し會計士の取締を爲したり而して其立法の下に於て State Regency Examination と稱する檢定試験制度を設け Theory of Accounts, Practical Accounting, Auditing Commercial Law に關する十分の智識を有する者をして其試験に合格せしめ認許會計士 Certified Public Accountant—C. P. A. と自稱することを得せしめたり紐育州に於ける第一回檢定試験委員は Charles Waldo Haskins, Frank Brooker, Charles E. Sprague 諸氏なりしが當時認許會計士候補者を養成する適當なる學校なく從て適當なる候補者尠きを悲しみ千八百九十九年十一月紐育州認許會計士協會の會合に於て一の決議を爲し即ち會計學に關する大學分科を創設せんことの決議を爲し之が運動を會長ハスキンスに一任したり是に於てか同氏は直に紐育大學總長 Henry M. Mae Cracken 氏に書を送り同大學内に會計學の研究所として一分科を設け會計士志望者に必要なる教育を施さんことを以てしたり已にしてマツク、クラッケン氏はハスキンス

ス氏と會合し種々協議を遂げたるが其會合には前記協會委員たりし H. R. M. Cook, J. R. Loomis, O. A. Kithredge, Leon Brummer 諸氏も出席せり其後第二回の會合に於て分科に於ける課程を作り之を紐育大學に提出し遂に千九百年同校内に一分科を設け之を School of Commerce, Accounts and Finance と稱したり然れども當初學生僅かに六十人に過ぎず教師も亦數人に過ぎず而かも教師の智識能力も十分ならず要するに比較的微々たるを免れざりしがハスキンス氏同分科に於ける學長即ち科長と爲り非常なる努力と勇氣とにて同分科の衰微を防ぎ遂に能く其基礎を確固たらしめたり。

會計學に關する教育問題が一分科設立の動機なりしに商業學商事財政學等を結合せしめたる理由如何といふに最初會計學分科を設立せんとしたれども當時已に社會は一般高等商業教育の完全なる設備の必要を認むること切なるものありしを以て遂に會計學に關する教育と一般商業學に關する高等教育とを結合せしめたるものなり蓋し能力ある會計士たらんには一般商業經營並に商事財政に關する智識を要し又能力ある商業經營を爲さんには會計學に關する智識を要し

即ち會計學と商業學とは密接離るべからざる關係を有するを以て當時前記の如き組織の分科を設けたるものにして決して理由なきことにあらざるなり。

前記分科通稱紐育大學商科は米國に於ける高等商業教育に關し先鞭を着けたるものにして其後の發達實に著しきものあり學生數の如きも千九百七八年頃より著しく増加し現今に於ては嘗に米國に於てのみならず世界に於ける最大の商業分科なりとす學科目の如きも其數極めて多く又諸外國に例を見ざるが如き學科目も尠からず同科に於ける會計學の如きも之を(1) Principle of Accounting (2) Accounting Practice (3) Cost Accounting (4) Auditing (5) Fiduciary Accounting (6) Investment Accounting (7) Advanced Problems (8) Accounting System (9) Theory of Accounting (10) Municipal Accounting (11) Public Utilities Accounting (12) Foreign Exchange Accounting (13) Institutional Accounting (14) Division of Applied Accounting等の分派に分ち各専門の學者又は實際家が教授の任に當り會計學研究者も深き興味を以て之を研究しつゝある有様は實に我國に於けるが如きものと雲泥の差ありとす曩に分科創立の功偉大なりし學長ハスキンス氏逝き次で經濟學及び商業學の大家たる J. F. French Johnson 博士其

後を承けて學長と爲り非常なる熱心と積極的經營とに依て同科の發展を計りたるを以て前記の隆盛を見るに至りたるが尙ほ其前途實に洋々たるものあり。

爾來米國諸州の大學に於ても紐育大學の例に倣ひ漸次商科を設け商業學及び會計學に關する智識の普及に力む米國に於ては商業教育は駁々として進み會計學は益商業教育上重要な地位を占むるに至れり。

我國に於ては會計學は尙ほ幼稚の域を脱せずと雖も今や漸く生氣を帯び紛々たる議論を生ずるものたるに至れるを以て斯學に關する教育の改善若は完全を計り社會に於ける會計學に關する智識の普及を計らざるべからず近來會計士の職業制定に關し議論紛々たりと雖も理論上よりせば職業問題を解決する前に當りて須く先づ斯學に關する教育問題を一層完全ならしめざるを得ざるなり。

第五章 會計士の業務

會計士とは Professional Accountant 又は Public Accountant をいひ一般會計事務を營業とする者をいふ諸會社銀行又は官廳等の内部に於て會計事務に従事する者は之

を會計係又は會計方と稱することを得れども所謂會計士と稱することを得ず又會計學の智識に富み斯學に關する教育に従ふ者の如きも所謂會計士と稱することを得ず又自ら特許會計士又は認許會計士と稱することを得る資格を有する者にも現に會計事務に従事する者と然らざる者とあり。

英國に於て特許會計士米國に於て認許會計士と自稱して營業を爲すには一定の資格を要す我國に於ては未だ英米に於けるが如き制度なきを以て從來會計調査所又は會計人事務所の如き名稱を以て事務所を開き公衆の爲めに一般會計事務を營業とする者あり。

會計士の取扱ふ業務の種類若は範圍は國に依り地方に依り會計學及び其業務發達の程度に依り經濟界發展の程度に依て異ならざるを得ず英國に於ける會計士の業務の種類は佛國に於けるものに比して多しと雖も英國に於てもスコットランドに於ける會計士の業務の種類は英國の他の地方に於けるものよりも多し又米國に於ても今日會計士の業務は其發達幼稚なりし時代に比して遙かに増加せるが是れ會計學及其業務發達し社會は其業務の效益を認め會計士に依頼する

こと漸く多きを加へ又經濟界發展し會計の整理困難且つ複雑と爲り従て會計士の活動に依頼する場合漸く増加したるを以てなり。

今會計士の取扱ふ主なる業務の種類を列挙すれば左の如し。

- 一 帳簿組織又は會計組織に關する新立案
 - 二 財産目錄貸借對照表損益表財産調査表其他の計算書の作成
 - 三 會社商會個人公共團體協會等の會計監査
 - 四 損益證明若は費消事件發見の目的を以てする帳簿及び計算書の調査
 - 五 企業組織の變更合同合併買收解散等の場合に於ける財産状態の調査
 - 六 訴訟中の會計其他の會計に關する調査若は監査
 - 七 裁判所の命令に依り無能力者の財産管理又は任意信託に依り財産管理
 - 八 破産支拂停止清算死亡者に關する財産整理及び分配
- 千八百五十四年エディンバラに於ける會計士が特許を得んが爲め政府に提出したる請願書には會計士の行ふべき業務を詳細に記載したりしも監査に就ては毫も記載する所なかりしが今日に於ては監査は英米其他に於ける會計士の業務

中最も主要なる部分と爲れり蓋し是れ千八百六十二年に於ける英國會社法の制定に原因するものなり。

會計士の業務前述の如くなるが一國に於て會計士の職業が健全に發達しつゝある場合に於て會計士の行ふべき業務の範圍を明確ならしむることは極めて重要のことと屬す之れを爲すには其國に於ける會計士の地位を研究すると同時に各種業務の性質を研究せざるを得ず先以て最も必要なるは會計士の業務と辯護士其他の法律家の業務との關係を明確ならしむることなり歐米及び我國の例に依るも法律家にて會計に關する事項若は問題を取扱ふ場合決して尠からず會計士の發達十分にして職業の效益増進し其社會に於ける地位高まるに至るときは會計士の業務と法律家の業務との區別自ら明かなるに至るべしと雖も然らざる場合に於ては兩者の業務は長く混同し營業上に於て自ら或程度迄競争を試むるの已むを得ざるものあるべしされば將來に於て會計士の業務に従事せんとする者は勿論其他會計に關する事項を取扱はんとする法律家の如きも須く會計學及び其職業の地位に關して研究を遂げ自己の營業の安固を計ると同時に經濟界發

展の趨勢に伴ひ社會に貢獻する所あらざるべからず。

會計士の職業にして其發達健全ならんか企業の經營信用の増進外資の輸入並に特種業務の執行等に大なる效益を與ふべきも其發達にして不健全ならんか其職業も甚しき弊害を生ずるに至ること尙ほ法律に關する職業醫學に關する職業等の場合に於けると同様なりとす。

第六章 資産負債の分類

資産を固定資産流動資産及び繰延資産に分類し負債を固定負債流動負債及び繰延負債に分類す。

固定資産は之を賣却し又は他の資産に変更して利益を得んとする資産にあらずして營業用に供する所謂永久的資産をいひ商業會計に於ける營業用地所家屋什器使用船舶等の如き鐵道會計に於ける建設費及び諸設備費等の如き工業會計に於ける土地建物機械器具使用動物等の如き是なり而して固定資産にも土地建物等の如き有形のものとグッドウィル特許權等の如き無形のものとなり又固定

資産は比較的長期間價值を有する資産なりと雖も資産の種類に依ては極めて短期間にて價值を失ふものもあるべきなり又固定資産は普通の土地其他少數の場合を除くの外年數を経るに従ひ漸次價值を減じ遂に全く價值なきに至るべきものなるを以て夫等の資産に對しては所謂減價償却を爲さざるべからず例へば工業會計に於ける固定資産中五ヶ年間使用に堪ゆべき機械は五ヶ年間の生産に要する費用なるを以て五ヶ年間に減價償却を爲さざるべからず又固定資産中特許權其他一定の法定期限を有するものは必ず其期限内に減價償却を爲すべきものなり又グッドウィルの如き固定資産の減價償却に關しては種々の議論並に取扱法ありと雖も之に關しても後章に於て述ぶるが如き方法に依て一定の償却を爲すべきなり又固定資産の評價に關しては會計學上一定の原則あり。

流動資産は營業用若は永久的資産にあらずして之を賣却し若は他の資産に變更して利益を得んとするに比較的短期間價值を有する資産をいひ商業會計に於ける商品公債株券受取手形貸附金等の如き鐵道會計に於ける石炭石油其他の消耗品債權等の如き工業會計に於ける製造原料貯藏品債權等の如き是なり而して

流動資産にも有形のものあり又無形のものありと雖も何れも賣却若は他の資産に變換するに依て價值を失ふものなるが故に固定資産に於けるが如く減價償却を行ふを要せず只流動資産は短期且つ頻繁に其價值を失ひ若は他の資産に形態を變じ財産に影響を及ぼすものなるを以て財産に其影響を及ぼす都度之を記帳し財産状態を明かならしむることを期すべきなり例へば貸附金か貸倒金と爲りたるが如き場合には直ちに之が振替記帳を爲すべきものにして決して決算期まで之を放任すべからず。

繰延資産は資産として繰越さるべき損益とも稱せられ次期以後の損失に屬すべきものにて當期に於て支拂ひたるもの及び當期の利益に屬すべきものにして未だ當期に於て收納せざるものをいふ前拂利息未收利息期限未經過保險料社債に對する割引料等の如き是なり例へば六月一日に於て向三ヶ月間の借用金に對する利息を支拂ひたりとし六月三十日に於て決算を爲すものと假定せば其支拂ひたる利息の内二ヶ月分は次期の損失若は負擔に屬すべきものにして是れ所謂前拂利息なり決算に際しては之を前拂利息なる繰延資産として貸借對照表資産

の側へ記載すべきなり此の如き取扱を爲すは各營業期間の損益を適當に整理即ち分配する所以にして必要缺ぐべからざることゝ屬す又數多の營業期間に互る費用の前拂の場合に於ては其全額を總營業期間數にて償却し又は創業費等の場合に於けるが如く一層速かに償却すべきなり尙ほ社債割引料の性質並に取扱法に關しては後章に於て述べん。

固定負債は閉業の際若は比較的長期間後に於て償還を爲すべき所謂長期負債 *Fixed Liabilities* にして資本金、社債及び長期借用金等の如きものをいふ純益の保留たる積立金の如きも資本主に對する負債なること資本金と同様なるを以て尙ほ之を固定負債と稱することを得。

固定負債は資産に於けるが如く評價を爲すべきものにあらず又減價償却を爲すべきものにあらず社債を發行したる場合に於ける打歩又は割引料及び減價基金の取扱法に關しては多少複雑なるものありと雖も負債勘定に關する會計學上の問題並に取扱法は概して簡單なりとす。

流動負債は償還期限比較的短き所謂短期負債にして掛借金支拂手形及び短期 *Floating Liabilities*

借用金等の如きものをいふ流動負債は他の勘定に變換し易きものなるが故に其變換の都度之を記帳し財産状態を明かならしめざるべからず。

銀行會計に於ける再割引手形勘定は便宜上設けたる一種の流動負債なり。

繰延負債は繰延資産の反對にして當營業期間に屬すべからざる利益なれども *Deferred Liabilities* 已に收納したるもの及び當營業期間の損益に屬すべきものなれども未だ支拂を爲さざるものをいふ期限未経過割引料即ち既收割引料の如き社債に對する打歩の如き未拂利息の如き是なり例へば六月一日に於て期限三ヶ月の手形を割引して割引料を收納し六月卅日に於て決算を爲すものと假定せば其既收割引料の内二ヶ月分は次期の利益に屬すべきものにして是れ所謂既收割引料なり決算に際して其金額を計算し之を繰延負債として貸借對照表負債の側へ記載すべきなり是亦各營業期間の損益を適當ならしむるを目的とするものなり尙ほ社債打歩の性質並に取扱法に關しては後章に於て述べん。

終りに一言せんにすべて資産とは一切の價值ある物 (*valuable goods*) を指すものなれども資産なりや否や即ち價值ある物なりや否やに就て疑を生ずる場合なしと

せず此の如き場合に於ては極めて慎重に之が研究を遂げざるべからず負債に關しても此種の疑を生ずる場合絶對になしといふことを得ざれども負債の場合には甚しく困難なる場合を生ずること尠なし。

第七章 資産の評価

評價とは俗にネブミ即ち價格査定をいふ資産價格の査定を爲すべき場合に最初資産を^{Valuation}買入るゝ場合決算の場合事業買收合併合同の場合解散の場合等種々あり資産の評価如何は直接に損益勘定に影響を及ぼすものなるを以て適當なる評價の必要なること多言を要せず而して資産評價法は容易なるが如しと雖も實際に於ては極めて複雑困難なるものにして會計學上最も注意を要する事項の一なり蓋し資産の種類に種々あり評價を爲すべき場合に種々あればなり。

資産を買入るゝ場合には適當なる買入代價若は取得原價を定め尙ほ買入に要したる一定の費用は之を買入代價に含ましむることを得例へば商品の買入代價中に運賃及び保険料等を含ましむることを得又會社の設立に要したる創業費は

之を鐵道建設費勘定に含ましめざれども鐵道建設に要したる一切の材料並に賃銀及び給料は之を建設費に含ましむることを得るのみならず鐵道建設用資金を得んが爲め社債を發行したるとき其建設期間中に支拂ひたる社債利子を建設費に含ましむることを得加之社債を割引にて發行したる場合に於ける建設期間に對する割引料をも建設費に含ましむることを得時として或支出を資産と考へ得べきや否や又資産の買入代價に含ましめ得べきや否やに付て疑を生ずるを免れず會て記したる如く慎重に研究を爲さざるを得ず。

資産の取得原價確定したる後に於て決算其他の場合に資産の評価を爲すときは如何なる原則に依るべきや即ち各資産の取得原價に依るべきや又事業の閉鎖若は解散の場合を假定し其場合に於ける販賣代價に依るべきや又各資産の所謂市場相場若は時價に依るべきや之を決定すること極めて必要なり會計學上に於ては事業繼續の場合と事業閉鎖若は解散の場合とに依て其評價法を異にす前者の場合に於て事業解散の場合を假定したる販賣代價に依て評價を爲すが如きは理由なきことにして明かに不當なりとす又事業繼續の場合に於ても固定資産と

流動資産とに依て其評價法を異にす即ち前者の場合に於ては其取得原價に依て評價するを會計學の原則とし後者の場合に於ては其取得原價を市場相場若は時價に比較して其低き方の價格に依て評價するを會計學の原則とす英米等に於ける會計士も此原則に依て評價し其法制も多く此原則を採用す然るに我國に於ては會計學の發達幼稚なるのみならず之に關する法制も亦完全ならざるものあるが爲め資産評價に關する取扱法甚だ區々にして只確實なる商人のみ會計學の原則に依て資産の評價を爲す有様なり我商法第二十六條第二項の規定左の如し。

財産目録には動産、不動産、債權其他の財産に價額を附して之を記載することを要す其價額は財産目録調製の時に於ける價額に超ゆることを得ず。

法制の規定如何に拘はらず會計整理の任に當るものは能く其任の重きを知り法律の規定に反せざる程度若は範圍内に於て須く會計學の原則に依て各資産の評價を爲さるべからず。

固定資産を取得原價にて評價する場合に於ても尙ほ價値の實際の變化は之を計算せざるべからざるを以て減價償却は必ず之を爲さるべからず。

資産を實價若は眞價以上に高く評價すること即ち Overvaluation は會計學の原則に反するものなれども資産を實價若は眞價以下に低く評價すること即ち Undervaluation も亦會計學の原則に反するものなり。

第八章 グッドウイール

グッドウイールは得意、暖簾又は家聲とも稱し特許權、商標權、商號權等の如き無形固定資産の一種なり以下便宜上之を得意と稱せん。

得意の定義を下すこと極めて困難なれども之は商業關係及び信用より生ずる利益又は現時の顧客が將來に於ても尙ほ顧客たるべしとの見込に對する價値なりといふを最も適當とす良好なる得意を有する營業の譲受は新に同種の營業を開始するに比して遙に便利且つ有利なること明かなるを以て此場合に於ける得意の譲受は其譲受人に取りて一種の資産買入に外ならず從て其譲受人の貸借對照表資産の側に於て得意勘定を記載し得るは毫も不可なることなし然れども其得意の創造者は得意を資産として自己の貸借對照表に記載することを得ず是れ

不合理なるが如しと雖も元來得意は之を營業と分離して賣却し得ざるのみならず之が價值を創造者自身に於て評價すること殆んど不可能のことに屬すべきを以てなりされば實際に得意の價值を精密に見積りて一定の代價を支拂ひたるべきに限り譲受人は之を資産として記載することを得べきなり而して得意は徒らに人爲的に作出することを得るものにあらざるを以て資産に對して實價以上の代金を支拂ひ故意に得意勘定を設くるが如きは不可なり株式又は社債等を以て資産を譲受くるが如き場合に於ても資産に對して實價以上の株式又は社債を與ふるが如きことあるべからず。

得意の評價を爲すべき場合は一言にして盡せば營業讓渡の場合なるが營業讓渡の場合には營業全部の讓渡の場合あり一部の讓渡の場合あり全部の讓渡の場合には個人營業に於ける營業全部の讓渡の場合會社組織に於ける營業全部の讓渡の場合他會社と合併の場合組織變更の場合等あり又一部の讓渡の場合には合名會社合資會社等に於ける社員入社退社死亡等の場合組合に於ける組合員の加入脱退死亡等の場合ありとす。

或會社が既設會社の營業を譲受け其得意に對して一定の代價を支拂ひたるが如き場合に於ては會社の貸借對照表資産の側へ得意勘定を記載するを通例とすれども組合に於ける所謂一部の營業讓渡又は個人に對する營業讓渡の場合の如きに於ては得意に對して支出したる金額を其組合又は個人の貸借對照表資産の側へ記載せずして個人的事項として取扱ひ恰も個人が或買物を爲したるが如く取扱ふを通例とす。

得意勘定は時として貸借對照表に獨立に表示せられずして「何々等」の如く確實なる資産と一括したる勘定科目にて表示せらるゝとあれども是れ不可なる方法なり又時として「得意特許權商標權等」の如き他の無形資産と合併したる勘定科目にて表示せらるゝとあれども得意と特許權其他の專用權とは其性質全く同一なるものにあらざるが故に是亦適當なる表示方法にあらず故に得意を買入たるときは明かに得意勘定なる一科目にて他のものと區別して表示するを理論上最も適當とす蓋し此くする時は得意勘定の有無及び金額を明かに示すとを得るを以てなり。

得意は價値を有する場合に限り一定の價格を以て賣買せらるゝものにして其價値の基礎若は要素と爲るべきものゝ種類は各場合に依て異なるも今主なるものを大別すれば左の三種と爲すことを得。

一 普通の收入以上の利益(普通の利益を超過する額)

Profits in addition to the normal returns in the amount of capital invested in the business.

一 超過利益の讓渡性(得意を讓渡し得る程度)

Transferability of excess income.

三 超過利益の繼續期間(得意の繼續年數)

Duration of annual excess

普通の收入以上の利益の計算を爲すには過去三ヶ年乃至五ヶ年の期間に於ける利益の平均に依るを通例とす。

法律又は醫學等に關する營業に良好なる得意存在する場合に於ても其得意にして主として經營者の社會に於ける關係及び信用に基くものなりとせば其營業の讓渡は利益の減少を來す虞あり即ち此場合に於ては得意を讓渡し得る程度は

低しといはざるを得ず之に反して市街鐵道業に於ける得意の如きは敢て一定の人に對する信用を主たる基礎とするものにあらざるが故に之を讓渡すも收益の減少を招く虞なく即ち得意を讓渡し得る程度は高しといはざるを得ず營業の讓渡が収益に如何に影響を及ぼすかは得意の價値を決定するに重大なる關係を有すること喋々を要せざるなり尙ほ營業を讓渡し從來の使用人を繼續して使用するが如き場合に於ては得意の讓渡價格は稍大なりといはざるを得ざるなり。

超過利益の繼續期間の長短も得意の價値の基礎なり現今營業利益大なるも將來競争者を生じ又は競争品を生ずるに至るやも計るべからず又現今に於ける物の需要が將來長く繼續せざるに至るやも知るべからず殊に流行品の需要の如きは長く繼續せざるべきを豫想すべきなり。

以上記したる價値の基礎を眼中に置き實際に於て如何に得意を評價すべきや是等の基礎に依て精密なる價格を算出すること不可能のことに屬すべきを以て歐米に於ては種々の方法を行ふものなり今稍理論的なる方法を述べん。

年八分が普通の利益率なりと假定し拾萬圓の資本にて八千圓の利益を生ずる

營業に於ける得意の價値は零なり何となれば利益が普通の利益率を超過するものなければなり此場合に利益が壹萬參千圓ありとせば五千圓は普通の收入以上の利益即ち超過利益なるが故に例へば超過利益購買年數七 (7 years' purchase) に依りて參萬五千圓にて此營業の得意を評價することを得又此場合に利益が壹萬八千圓ありとせば壹萬圓は超過利益なれども此場合に於ては購買年數六に依りて六萬圓にて此營業の得意を評價することを得此く利益の大小に依りて購買年數に差等を設け超過利益小なる場合に於ては比較的購買年數を大ならしむる所以は超過利益小なる場合は其大なる場合に比して比較的長く繼續し即ち確實なるべき見込あるを以てなり此過超利益に關する計算は最も正當なるものなり但し營業若は得意を讓渡し得る程度並に利益の繼續期間を慎重に研究したる後其購買年數を適當に定むべきものなり。

此方法に依るも種々の點に於て困難なる部分あるを以て實際に於ては之に依らずして種々の便宜法行はるゝものなり例へば資本金壹萬圓にして純益五千圓なりとせば純益金より資本金に對する五歩の利息即ち五百圓を控除し殘餘四千

五百圓を五歩の利率にて還元し以て得意を九萬圓と評價する方法あり此方法は五千圓の純益を直ちに五歩の利率にて還元し其内より資本金壹萬圓を控除すると同結果を來すものなり此場合に於て營業者の勤務に對する報酬として年千五百圓を支拂ふことを要すとせば純益四千五百圓中より更に千五百圓を控除したるものを以て純利益と爲さざるべからず。

又右の場合に於て純益金を資本に還元せずして其營業に關する諸種の事情を調査研究して見積りたる一定の所謂純益購買年數を乗じたるものを以て得意の價格とする方法もあり。

又資本金に對する利息を控除せずして單に一ヶ年間の純益を基礎とし之に一定の所謂純益購買年數を乗じ之を得意の評價額とする方法もあり而して此方法の場合に於て其購買年數は其營業に關する諸種の事情に依りて異なるも英國に於ては通例左の如し。

- 一 物品の卸賣又は小賣營業に於ては一ヶ年乃至五ヶ年
- 二 製造業に於ては一ヶ年乃至四ヶ年

三 専門的職業に於ては一ケ年乃至三ケ年

四 新聞業其他獨占的のものに於ては十ケ年以下

此最後の方法は稍理論的ならざるも實際に於ては最も多く行はるゝ方法なり但し我國に於て直ちに前記の購買年數を採用し得ざるべきは勿論なり。

貸借對照表に記載せられたる得意は將來に於て買入代價を繼續せしむべきや又定時に於て評價を爲すべきや將又營業用建物機械等の如く減價償却を爲すべきや之に付て種々の議論あり英國の會計學者中に於ても或者は得意の減價償却を爲すべきものなりといひ又或者は得意の價格を其買入代價にて繼續せしむべき價の基礎たりし豫期利益を得ること能はざりしときは得意の減價償却を爲すべきものなりといふ然るに又或者は其得意に依て豫期以上の利益を得たるるとき其減價償却を爲すべきものなりと唱ふ豫期利益を得ること能はざりしとき減價償却を爲すは理論上正當なるが如しと雖も之を行ふときは事業の經營者は營業上に於て豫期の利益を得ざりしこと及び得意の減價償却を損失に振替ふることに

依て甚だしく苦痛を感ぜざるを得ず又豫期以上の利益を得たるるとき其得意の減價償却を爲すは理論上不當なるが如しと雖も是れ極めて行ひ易き方法なるを以て實際に於て最も多く行はるゝ所なり之に關して今日最も完全なる方法として認めらるゝは最初得意を買入れたる際に於て其評價の基礎として採用したる純益購買年數若は期間にて之を漸次償却するにあり例へば得意評價の基礎として五ケ年を得意の繼續期間としたるときは實際の収益の如何に拘はらず其五ケ年間に漸次償却を爲すべきなり。

英國の判決例に於ては得意は買入代價にて其價額を繼續せしむることを得と雖も得意の如きは元來創業費と同じく不確實なる資産にして貸借對照表に長く資産として存在するは一の汚點と考へらるゝ所なるを以て可成速に得意勘定の減價償却を行ひ資産中より之を消滅せしめざるべからず尙ほ減價償却を爲す場合に於ても其價額を漸減せしめずして別に一種の積立金を設くることを唱ふる者ありと雖も其方法は不可なり。

第九章 土地建物機械器具

土地に營業用のものと然らざるものとあり營業用のものは固定資産なるを以て其繼續的事業の場合に於ては市場相場若は時價に依らずして取得原價若は買入代價にて評價するを會計學の原則と爲す然れども我商法の規定にては曾て記したるが如く固定資産も時價又は時價以下にて評價することを得時價以上にて評價することを得ず又營業用以外の土地にて抵當物流込物件の如き比較的長期保持するもの、評價は之を所有する者が之を固定資産として取扱ふ精神なりや又流動資産として取扱ふ精神なりやに依て評價法を異にせざるを得ず又最初より賣買の目的にて取得せる土地は明かに商品たる性質を有するが故に其評價は流動資産たる商品の評價の原則に依らざるべからず賣買の目的を有する土地にも大區域の土地を買入れ之に種々の開墾改良等をして販賣するものと然らずして買入れたる土地を其儘にて販賣する場合とあり又大區域の土地を一括して取扱ふ場合と多數の小區域に分割して取扱ふ場合とあるべきを以て土地の評價

法も場合に依て多少異ならざるを得ず。

土地の買入代價に登記費用を含ましむべきや否や議論ある所なれども是等を含ましむるを一般の例とす但し會計學者中其取扱法に反對する者あり又土地の買入代價支拂の爲め其土地を抵當に入れ借入金爲したる場合に於て借入金に對して支拂ひたる利息を土地の買入代價に含ましむることあれども其取扱法には一般に反對者多し。

種々の改良を施して販賣する目的にて買入れたる土地は製造者が一定の製造品を作る目的にて買入れたる原料に同じ此場合に於ては土地の買入代價に販賣し得るに至るまでに要したる一切の支出を加へたるものを其土地の販賣の場合に於ける所謂販賣原價と爲さざるべからず之に土地の改良期間に於て改良の爲めに要したる借入金に對して支拂ひたる利息を加ふべきや否やに付ては議論ある所なれども之に關しては一般的の取扱法なし。

營業用地所は之を買入原價にて評價すれども年數を経て時價との間に著しき價額の差を生じ且つ下落の虞なきに至りたるときは之を時價以下にて幾分高く

評價し即ち土地の價額を變更するも差支なし尙ほ時價の何たりやに就ては後章に於て之を述べん。

建物にも土地の場合の如く營業用のものと然らざるものとあり營業用以外のものにも比較的長く所有するものと只一時所有するものとあり一時所有のものにも直ちに販賣するを目的とするものと建増改良等を施して販賣するものとあり又改良を施すものにも全部一括して取扱ふものと數多の部分に分割して取扱ふものとあり其種類甚だ多しと雖も其評價に關しては大體に於て土地に關する原則を應用することを得然れども建物と土地とは其根本的性質に於て異なる所あり即ち建物は土地に比し維持修繕費を要すること大なるのみならず常に維持修繕費を支出するも或年數を経過すれば自然的に消耗し若は老朽其用に堪えざるに至るを免れざるなり會計學の原則よりせば營業用建物の如きは常に十分の修繕を爲せば其使用期間は原價にて評價を爲すことを得但し土地と異なり減價償却を爲すべきは勿論なり又販賣用の目的にて買入れたる建物は商品若は製造原料の性質を有するを以て會計學上流動資産の評價法に依らざるを得ず。

茲に建物に關して困難なる問題あり即ち建増改良及び修繕等を同時に行ふ場合Buildingに於て即ち勞力及び原料若は材料を双方に混用する場合に於て其支出したる金額の幾部分を建増若は改良に關する支出即ち資産と考へ幾部分を修繕費即ち損失と考ふべきや是なり此場合に於て其支出に依て建物の價值を幾何増加したりやを知ること容易ならず修繕費は損失として取扱はるゝが是れ修繕を爲すも建増改良等と異なりて最初の建物の價值を増加することなく只破損等の原因に依る生産能力の減少若は價值の減少を防止せんとするに要する損失に外ならざればなり茲に述べたるが如き場合に於ては資産の増加は其考へ方如何に依て大に異なる結果を來すべきを以て要するに中庸を得て其宜しきを制せざるべからず最初より建増改良等に要する勞力及び原料と修繕に要する勞力及び原料とを區別して記帳するときには茲に述べたるが如き困難を避くることを得べし。

營業用機械器具は營業用建物の如く一方に於て適當の修繕を爲し他方に於て適當の減價償却を爲せば其使用期間原價にて評價することを得又賣買の目的を有する機械器具は商品の性質を有するを以て流動資産に關する原則に依て評價

を爲すことを得又機械器具を市場にて買入れずして自己の所有工場に於て製造したるときは其原價は市場相場を意味せずして自己が實際に其製造に要したる支出即ち所謂製造原價を意味するものなり。

上記評價に關して述べたる所は會計學の原則なりと雖も其國に於ける法規は固より之を嚴守せざるべからず。

本章に述べたる固定資産に關する評價の原則は他の一切の固定資産にも之を適用することを得。

尙ほ減價償却に關しては後章に於て之を述べん。

第十章 商品

商品^{Merchandise}は賣買の目的に供せらるゝのものなるを以て其市場相場若は時價は其評價に重大なる關係を有す商品は流動資産の評價に關する原則に依て評價し即ち商品の原價にて評價し原價が時價より高きときは時價にて評價するものとす是れ商品は其價格の變動常なきを以て時價が騰貴したりとて之を以て直ちに確實

なる價格の騰貴と看做すことを得ざれども販賣の目的を有する商品の時價の下落に對しては特に注意を拂ひ以て商品の評價を安全確實ならしめんとするものなり而して市場相場若は時價の何たるかは取引所にて取引せらるゝ商品にして公定相場の存在する場合に於ては明かなりと雖も其他の場合に於ては要するに事實問題に之を委せざるを得ず我商法は一切の財産を時價にて評價することを許すものなれども此規定は會計學の原則と必ずしも一致するものにあらず。

商品の原價の範圍に屬せしむべきものに付て疑問を生ずる場合なきを保せずと雖も可成原價をして確實ならしむることを要す但し運賃其他買入れに要したる支出を商品の原價に含ましむることを得又商品の原價は實際の原價なることを要するを以て二個の同種商品を相異なりたる代價にて買入れたる場合に於ては二個の商品は全く同種なりとするも尙ほ相異なりたる原價を有するものといはざるを得ず。

同種の商品を相異なりたる代價にて相異なりたる分量を相異なりたる時期に於て買入れ而して其商品の一部分づゝを漸次販賣する場合に於ては其同種商品

の平均相場即ち平均原價を算出し之に依て販賣代價を定め之に依て賣買損益を計算するを便とす但し相異なりたる時期に買入れたる商品を夫々區別して保存することを得且つ販賣に際し相異なりたる時期に買入れたる商品に就て夫々精密に損益を計算することを得る場合に於ては敢て平均相場を算出するを要せずと雖も此の如きは實際に於て甚だしく不便にして到底行はれざる所なり此平均相場算出の方法は商業簿記に於ける商品有高帳及び銀行簿記に於ける公債證書賣買記入帳の例に依るものとす。

商品を買入れずして自己の工場に於て製造したるときは其種類の商品の市場相場の如何を問はず其製造原價即ち製造に要したる一切の支出を以て原價と爲すべきなり又既成商品にあらずして自己の工場にて製造中の商品即ち所謂仕掛品は其評價の時に至るまでに要したる支出の總額を以て其仕掛品の原價と爲すべきものにして其商品の製造済若は仕上後に於ける市場相場を眼中に置き評價すべからず然れども請負製造品にして仕上後一定の代金を受取ること確實なる場合に於ては其契約代金より未成部分に對する適當の控除を爲したる金額にて

其未成品即ち仕掛品を評價するも差支なし但し未成部分の控除額に關しては慎重の注意を爲すを要す或物の請負契約期間が數個の營業期間若は決算期に互る場合に於て各決算期に於ける此の如き評價法は理論上に於て最も適當なるものなり何となれば此の如く評價せざるときは請負製造に關する業務並に支出が前期に屬するものありて場合に依ては夫等のもの、殆んど大部分が前期に屬するに拘はらず其請負製造より生すべき損益を毫も前期に屬せしめずして常に製品を仕上若は完成したる期に屬せしむるの不合理を生すべければなり。

第十一章 商業債權

商業債權の種類に種々あり商業會計に於て賣掛金又は諸向借方勘定貸附金銀
Merchandise Credits
行に對する預け金受取手形未收利息等あり銀行會計に於て割引手形荷爲替手形貸附金當座貸越コールローン預け金未收利息他支店に對する債權等あり商業債權は重要な流動資産なるが其眞價以上に之を評價すべからず商業會計に於ける賣掛金貸附金等に付て特に説明すべきことなし只貸倒と爲りたるときは直ち

に損失に振替ふべきなり今受取手形に付て述べんとす受取手形を取得したる場合並に決算に際し評價する場合に受取手形勘定に其日より手形の満期日までの利息を控除したる金額を記入せずして手形額面金額を記入するは通例なるが是れ純理に反するものなれども便宜上の取扱に出でたるものなり蓋し純理に従ひ一々利子を控除するときには手数を要するのみならず手形金額に變動を生じ却て不便なればなり而して受取手形が支拂はれざりしときは直ちに不渡手形又は拒絶手形に振替へ又損失と爲りたるときは直ちに貸倒又は損益勘定に振替へざるべからず資産状態の變化ありたるに拘はらず之を放任し置き又は決算迄之が振替を放任すべからず又受取手形に關して重要なることは將來に於て受取手形勘定より幾何の損失を生ずべきやを見積ることとは是なり何れの手形が不渡若は損失と爲るべきや明かならざるを以て手形の満期日前に於て何れの手形も之を損益勘定に振替ふることを得ざるを以て要するに過去の經驗其他の事情を慎重に研究したる後其損失に歸すべき金額を見積り其見積金額丈け貸倒準備金勘定又は貸倒金控除額勘定を設くるの外良方法なし此くして將來に於て或手形が損失に

歸したるときは其手形金額と其勘定との振替を爲すべきなり。

貸倒金額を見積ることの極めて必要なること並に貸倒準備金を設くる外良方法なきことは受取手形のみならず賣掛金貸附金銀行に對する預け金等に於ても同様なりとす。

未收利息は所有の公債證書社債券等の如き有價證券に對する利息にて決算日迄に生じたるものなれども利息支拂期の到らざること其他の理由にて未だ利息を收納せざるものをいふ之は其金額を計算し一方に於て損益勘定に記し他方に於て繰延資産として取扱ふべきなり。

銀行會計に於ける割引手形及び荷爲替手形は商業會計に於ける受取手形の性質を有し又銀行會計に於ける貸附金當座貸越等は商業會計に於ける諸債權と異なることなきを以て前記受取手形に關して述べたる理論並に取扱法は之を銀行會計に於ける諸商業債權に適用することを得べきなり。

如何なる事業たるを問はず一方に債權を有し他方に債務を有するものなるが貸借對照表には其債權及び債務の兩者を別々に記載すべきなり債權より債務を

差引きたる金額又は債務より債權を差引きたる金額のみを記載するが如きは不當なり蓋し自己の債務は之を絶對に支拂ふべきものなれども自己の有する債權は之を執行するも債務者より支拂若は辨濟を受くること能はずして損失に歸する場合あるべきを以て債權と債務とは理論上相殺し得べき性質のものにあらざればなり。

第十二章 有價證券

茲に有價證券とは廣義に於けるものにあらずして公債證券株券債券等を稱す公債證券に國債證券市債券等あり國債證券にも内國債券外國債券あり又株券債券にも種々あり而して勘定科目を設くる場合に於て或は細別したる勘定を設け或は包括的勘定を設く。

有價證券を所有の目的に依て見るに或は賣買に依て利益を得んとするものあり此の如きは商品の場合と同一の原則に依て評價することを得或は所有の有價證券にして賣買の用に供せられず單に利息を受くる目的にて永久的に保持せらるゝものあり又或は或會社の大株主と爲りて事業經營を支配せんが爲め或會社の株式を永久的に所有する場合もあり是等の場合に於ては何れも賣買の目的を有せざるを以て時價の變動は其有價證券の價值に關係なきが故に其評價には流動資産の評價に關する原則を適用せずして固定資産の評價に關する原則を適用せざるを得ず。

主要なる有價證券は取引所にて取引せられ公定相場を有するものなるが夫等の有價證券を時價にて評價する場合に於ては公定相場に依るを原則とし原價と公定相場との差額は勿論之を損益勘定に記入せらる。

銀行其他が不測の事件若は場合に對する準備として公債證券其他の確實なる有價證券を所有するは通例のことにして且つ必要のことなるが不測の事件若は場合發生し其有價證券を市場に賣却せんとする場合は通例金融逼迫等の場合多きを以て有價證券の時價も自然下落すべきなりされば準備金として有價證券を所有する場合に於ても高價に之を評價するが如きは避くべきことなり。

經濟界發展するに従ひ有價證券の種類及び數量益増加し社會に重要な關係

を有するに至り又資産としても重要な地位を有するに至るべきを以て各種有價證券の性質並に取扱法を研究するは極めて肝要のことに屬す。

第十三章 減價償却

減價償却は損益を正確ならしめ財産状態を明かならしむる目的を以て土地以外Depreciationの固定資産即ち營業用建物機械器具模型諸設備船舶動物鑛山特許權意匠權實用新案權版權商標權其他の專用權グッドウィル等の減價(diminution of value or gradual loss of serviceability)を計算して之を損益勘定に記入するをいふ是等の資産は固定資産と稱せらるゝものなれども時を経るに従ひ漸次其價值を減ずるものにして如何に維持修繕費を支出するも減價を全然防止することを得ず只減價を少なからしめ若は遅からしむるを得るに過ぎず土地は通例減價せざるものなれども特別の事情ありて漸次減價すること明かなる場合に於ては他の資産と同じく減價償却を行はざるを得ず又土地にして或事由の爲めに價額甚しく低落し原價との間に著しき差を生じ而かも再び價額騰貴の見込なきに至りたる時は時價

に見積りて其價額を訂正し其差額を損益勘定に記入せざるべからず。

減價償却を爲さるも維持修繕費の支出に依て固定資産の價值を永久に保存せしむることを得と唱ふる者ありと雖も其議論は之を一般の固定資産に對して唱ふることを得ざるのみならず其議論に従へば固定資産取得後年數を経るに従ひ修繕費漸加し損益勘定に不良の影響を及ぼすを免れざるなり又或は減價償却を爲さるも一定の時期に於て評價を爲せば可なりと唱ふる者あれども是亦不可なり固定資産を適當に評價すること極めて困難にして而かも評價如何は直ちに損益勘定に大なる影響を及ぼすを免れざるなりされば固定資産は屢述べたるが如く原價にて評價し置き一方に於て適當の維持修繕費の支出を爲し他方に於て適當の減價償却を爲すを會計學の原則と爲す。

減價償却の要素は原價使用期間及び殘存價值是なり是等を基礎とし原價と殘存價值との差額即ち全減價額を使用年數に適當に分配せざるべからず而して減價償却の方法に種々ありと雖も主なる三種の方法を述べん。

一 定額年賦法 Fixed Installment Method.

二 遞減年賦法 Reducing Installment Method.
 三年金法 Annuity Method.

第一の方法は原價と殘存價值との差額を使用年數若は期間にて除したる金額即ち一定したる額を年々償却する方法なり即ち原價の一定率を償却する方法なり此方法の利益は計算極めて簡單なるにあり歐米に於ては短期間使用に堪ゆる固定資産の減價償却は一般に此方法に依て行はる我國に於ては長期間使用せらるゝ固定資産にも此方法に依る減價償却を行ふこと通例なり。

第二の方法は第一の方法の如く年々一定額の償却をなさずして遞減償却を爲し即ち漸減價額の一定率の償却をなす方法なり例へば或機械の原價六百圓使用期間五ヶ年殘存價值百圓と假定せば年々漸減價額の三割一厘二毛の償却を爲すべきこと左の如し。

年 度	原 價	減價償却
一 年	六〇〇.〇〇	一八〇.七二
二 年	四一九.二八	一二六.二八

三 年	二九三.〇〇	八八.二五
四 年	二〇四.七五	六一.六七
五 年	一四三.〇八	四三.〇九
殘存價值	九九.九九	

此方法に於ける率は左の式にて算出することを得。

$$1 - \sqrt[5]{\frac{100}{600}}$$

一般的の式左の如し。

$$1 - \sqrt[n]{\frac{\text{殘存價值}}{\text{原價}}}$$

資産の殘存價值が零なる場合に於ては數學上右の率を算出すること能はざれども壹錢又は壹圓の如き少金額の殘存價值を假定して其率を算出することを得第二の方法の利益は年々増加する修繕費に對して年々減價償却を遞減せしめ以て各年度若は期間の負擔即ち損失の平等を計ることを得ること並に減價償却をして

減價に關する經濟上の事實に一致せしむるを得ることなり然れども其率を算出するに稍複雑なる計算を爲すを要するのみならず償却の率に依て直ちに其償却を爲す期間を知ることを得ざるなり殊に新設の事業等に於ては開業の初年度の方に於て多額の償却を爲し之を損益勘定に記入すること困難なる事情ありとす歐米に於て使用期間長期の固定資産の減價償却は此方法に於て行はるゝものなるが是れ理論上適當なるものなり。

第三の方法は資産の全減價のみならず其原價並に繰越殘高に對して毎年支拂ふべき利息をも償却し年々一定額を償却する方法なり例へば前記の例にて利率を年六歩と假定せば減價償却高は左の如く百貳拾四圓七拾錢なりとす。

借方	機械勘定	貸方
一年度原價	600.00	一年度償却高
利子	36.00	殘高
	636.00	
二年度殘高	511.30	二年度償却高
利子	30.68	殘高
		417.28

三年度殘高	541.98	三年度償却高	541.98
利子	417.28	殘高	124.70
	25.04		317.62
	442.32		442.32
四年度殘高	317.62	四年度償却高	124.70
利子	19.06	殘高	211.98
	336.68		336.68
五年度殘高	211.98	五年度償却高	124.70
利子	12.72	殘高	100.00
	224.70		224.70
殘存價値	100.00		

此方法に於ける償却高は左の式に依て算出することを得。

$$\{600 \times (1 + .06)^5 - 100\} + \frac{(1 + .06)^5 - 1}{.06}$$

一般的の式左の如し。

$$\{原價 \times (1 + 利子歩合) - 殘存價值\} + \frac{(1 + 利子歩合) - 1}{利子歩合}$$

第三の方法は一般的減價償却の方法にあらず常に複雑なる計算を要するのみならず減價償却を爲す資産にのみ利子を償却すべき理由なければなり第三の方法に依るべき場合は或資産を買入れたるとき毎年一定金額の年賦償還若は^{ナシクツシ}濟崩の方法に依て其代金の支拂を爲し其償還年限を丁度其資産の使用期間に等しからしむる場合の如き或特種の場合に限るものとす故に實際に於て此方法の行はるゝ場合極めて尠なし。

修繕費の漸加する一般機械の減價償却には前に記したる第二の方法を最も適當とすれども其場合に於て尙ほ一層理想的の方法は全使用期間に於ける全減價額に全使用期間に於て要すべき全修繕費を加へたるものを全期間に分ち毎年一定額づゝを損失として損益勘定に記入する方法なり然れども將來の修繕費を豫め適當に見積ること困難ならば尙ほ第二法に依るを最も適當とす。

上記の外減價償却に關して種々の便宜的方法あれども會計學上重要なもの

にあらず。

何れの方法に依るも會計學上重要なことは過去の經驗、外界に於ける經濟的變化、學界の進歩、専門家の說其他の事項を研究して固定資産の使用期間及び使用期間後に於ける殘物の價額即ち殘存價值を適當に豫測若は見積ることなり而して使用期間及び殘物の價額を見積ること不可能なるが如き特種の資産に對しては一般減價償却の原則を應用することを得ざるを以て一種の積立金を設くる外適當なる方法なし。

減價償却の過少なるは固より不可なれども其過大なるも亦會計學の原則に反することを注意せざるべからず。

減價償却の記帳及び表示方法に二種あり第一の方法は償却高を其資産勘定の貸方に記入し資産價額を減少せしむるものにして第二の方法は資産價額を減少せしめずして減價償却金勘定なる負債勘定を起し其貸方に記入するものなり何れの方法を可とするやといふに第一の方法を可とす第二の方法に依るときは人をして其勘定を純益の積立金なりと誤解せしむる處あり或は償却高の取扱は第

二の方法に依るも貸借対照表に表示するとき第一の方法の如く資産價額を減少せしむれば差支なしと唱ふる者もあり。

減價償却を純益算出前に計算せずして一旦所謂純益を算出し其純益處分の一として一定の減價償却積立金を設けることありと雖も不可なり減價償却を計算せずして純益の算出せらるゝ理由なきのみならず其積立金を純益の保留若は蓄積と誤解せしむる虞あり加之純益より積立金を設けるときは純益の多寡に依て自ら各種積立金の金額を増減せしむる傾向を招く然るに減價償却高は純益の多寡に依て増減し得べきものにあらざるなり。

固定資産中特許權其他の法定年限を有する資産は其期限内に於て必ず之が減價償却を爲すべきものなり。
グッドウイルの減價償却に關しては曾て之を述べたり。

第十四章 資本金

個人又は組合の場合に於ては個人又は各組合員の資本金は各期の貸借対照表

に於て其金額を異にするを通例とすれども個人の意思に依り又は組合規約に依て定めたるときは其資本金額を常に一定し置くことを得又組合規約に依て各組合員の出資及び引出金に對し規約に依る一定の率にて利子を計算し組合員の資本金を増減することあり而して出資及び引出金に同一步合の利子を計算することあり又出資及び引出金に各異なりたる步合の利子を計算することあり同一步合の利子を計算し其利子を純益金より支拂ふときは丁度利子を計算せざるに等しき結果を生ずるを以て利子の計算を爲すを要せずと雖も出資及び引出金に利子步合を異にし而して組合員の出資引出數回に及ぶ場合に於ては交互計算の方法にて利子を計算し按分清算に依て利益を分配し利子及び分配金額を各組合員の出資殘高に加へ以て各組合員の資本金繰越高即ち殘高を算出するものなり。
會社の場合に於ては資本金勘定一定す我國の四種の會社の資本金に關する勘定科目及び仕譯法に就ては第一編商業簿記に於て述べたり。

會社資本を減少するには法律上一定の手續を要すと雖も會計學に於ては格別の問題を生ぜず單に資本金勘定の借方に記入するのみ株式會社に於て資本の減

少を行ひ現金を以てせずして社債を發行して之を以て消却したるときは其減少したる金額を資本金勘定の借方と社債勘定の貸方とに記入せざる可らず。

會社に缺損を生じたる場合に其缺損除去の目的を以て資本の減少を決議したるときは其減少したる金額を資本金勘定の借方と前期損益金勘定若は缺損金勘定の貸方とに記入せざるべからず此場合に於て資本主が會社より資本消却金を受くることを得ざるは勿論なり。

我國にては株式を割引にて發行することを得ずと雖も事業有望なるときは株式を打歩にて發行することあり此打歩は取引より生じたる利益にあらずして取引開始前に生じたる收納金なるのみならず之を利益とすることを許すときは弊害を生ずる虞あり且つ種々の不便あるを以て此打歩を損益勘定の貸方に記入するは適當ならずして積立金勘定の貸方に記入するを適當とす然るに我商法第九十四條には左の規定あるを以て法律は一定の場合に限り之を積立金に組入るべきことを命ずるものにして會計學の原則と必ずしも一致するものにあらず但し其商法の規定に反するときは取締役及監査役は商法第二百六十二條の規定に

依り十圓以上千圓以下の過料に處せらるゝものとす。

會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ル、コトヲ要ス

株式會社が株主より出資の目的として金銭及び金銭以外の財産又は金銭以外の財産のみを受取ることあり此場合に於て會社は株主より其引受けたる株式の額面に等しき價格を有する財産を取得せざるべからず金銭以外の財産の評価には極めて困難なる場合あるべきを以て十分注意せざるべからず或は取得財産に不當なる價格を附し或は虚構的資産を作るが如きことありと雖も是等は何れも會計學の原則に反するものなり。

第十五章 外部負債

外部負債とは資本金積立金等の如き資本主に對する負債にあらずして外部の

第三者に對する負債をいふ社債、借入金、支拂手形、諸向貸方、未拂金及び銀行の當座預金、其他の預金、再割引手形、コールマネー、當座借越等は外部負債の主要なるものなり。

是等負債勘定の簿記上の取扱に就ては第一編及び第二編に於て述べたり。

社債は會社が資金を得んと欲するとき一方に於て資本主が資本の増加を好ま^{Depenture}ず他方に於て市場の利子歩合低廉なる場合に於て發行せらるゝ純然たる外部負債なり而して其社債の利子歩合高きときは打歩にて發行せられ之に反するときは割引にて發行せらる何れの場合に於ても發行社債額面の總額を社債勘定の貸方に記入すべきなり社債打歩及び社債割引料の取扱法に就ては後章に述べん。借入金にも抵當附擔保附其他のものあり從て借入金を細分することもあり。支拂手形に關しては常に支拂手形記入帳に於ける殘高と元帳に於ける支拂手形勘定とを突合せざるべからず。

諸向貸方勘定は掛取引先多數なる場合に人名勘定を總括して設けたる勘定なるが此勘定の下に記入すべきものゝ範圍は各會計組織に依て異なるべきも最も重要なることは其記入に脱漏なきを期することなり。

未拂金は支拂ふべきものなること確定せるも未だ支拂を爲さざるものをいふ。銀行會計に於て當座預金は最も主なる外部負債なるが常に當座預金元帳に於ける各口座の殘高の合計を總勘定元帳の當座預金と突合せざるべからず。

銀行が他の銀行に就て再割引を爲したるとき再割引手形なる負債勘定を起すことあり是れ其手形が支拂はれざるとき償還請求に應ずる義務あるを以てなり然れども此の如き義務を絶對的負債と稱するは適當ならずと唱ふる者もあり。コールマネーはコールローンに對するものにして又當座借越は當座預金に對するものなり。

職工其他の使用人との契約に依る恩給金若は養老扶助料等支拂の義務は外部負債なりと雖も營業者の自由意思に依る慈善的^{Philanthropic}行爲又は德義的義務として蓄積したる資金は外部負債にあらずして一種の内部負債たる積立金に外ならざるなり。

第十六章 積立金

積立金は準備金とも稱す英語にては Reserve 又は Reserve Fund と稱す。

積立金は通例純益の一部分を資本主に配當せずして保留したるものなれども株式打歩より成る積立金の如きは之を純益の保留と稱することを得ず積立金は將來不測の事件に依て大なる損失を生ずることある場合に供する爲め又は或積極的の目的に供する爲め設けらるゝものなれども或資産の減價を補填せんが爲め設けらるゝこともあり。

個人、組合及び會社は任意に積立金を設けることを得れども株式會社に於ては任意的積立金を爲す前に法律上一定の積立金を爲すことを要す。

積立金を大別して資産の評価に關するものと實際の資産の蓄積との二種に區別することを得前者は所謂減價償却積立金の如きものをいふ減價償却高を資産價格より減少せしむべきを減少せしめず資産價格を其儘と爲し置き減價償却積立金を設くるも其積立金たるや實際の資産の蓄積にあらずして資産價格の減少

を補填するものに外ならず即ち資産の蓄積價格が帳簿にあらずして資産の實際上に於けるものよりも其積立金額丈け少なきものなることを示すものに外ならず此の如き取扱を爲し得る所以は資産の價格を減少せしむると資産價格を減少せしめずして一種の負債勘定を起すと其結果同一なればなり。

減價償却積立金と稱するときは資産の蓄積と區別すること困難なるを以て可成區別を明かにし減價償却金勘定の如き語を用ふるを可とす。
Reserve for Depreciation
Depreciation Fund

積立金、準備金及び英語 Reserve の語は今日廣義に用ゐられ極めて誤解し易き語なるを以て各場合に於て其性質を了解せざるべからず英語の Reserve Fund の語は通例 Surplus の語と同意味に用ゐられ Surplus は上記の如き所謂評價勘定にあらずして資産の蓄積を意味す英國にて時として積立金を Reserve と稱することあるが是れ Surplus を意味するものなり。

資産の蓄積たる積立金即ち通例純益の保留は我國に於ける法定積立金工場擴張積立金配當平均積立金等の如きものをいふ此種の積立金を我國にて法定積立金と任意的積立金とに區別することを得前者は曾て述べたる商法第百九十四條

に規定する積立金なり法定積立金は將來に於て會社に缺損を生じたるるとき之を補填するにのみ使用すべきものにして他に之を使用することを得ず但し法定積立金を以て缺損を補填したる場合に於て次期の利益を以て其法定積立金の使用額を補填することを要せず又任意の積立金は或目的を以て任意に設けらるゝものにして別途又は別段積立金若は特別積立金の如き總括的の名稱の積立金を設け將來種々の目的に使用する場合と最初より夫々目的に依て區別し例へば工場擴張積立金等を設くる場合とあり總括的積立金を設けると各種積立金を設けると其何れを可とするや一概に其可否を斷すること能はず。

積立金は負債勘定なるを以て之に對して其金額に等しき資産の存在すべきは勿論なりと雖も敢て金錢有價證券等特定の資産に依て表示せらるゝを要するものにあらず。

別途積立金の一部分を以て例へば家屋を買入れ現金を支拂ひたるときは家屋勘定の借方に記入すべきものにして別途積立金勘定の借方に記入すべきものにあらず家屋建築積立金の如き特種の積立金を以て買入れたるときも其積立金勘

定の借方に記入すべからず若し是等の場合に於て積立金勘定の借方に記入するときは次章に述ぶるが如き所謂秘密積立金を生じ會計學上不可なり。

家屋建築積立金を以て家屋を買入れたる後に於ては其特種積立金を別途積立金其他の一般的積立金に振替ふべきものとす之を損益勘定の貸方に記入するは不可なり。

終りに一言せんに貸倒準備金は通例減價償却積立金の如き評價勘定なりと雖も外部より之を見れば評價勘定なりや又資産の蓄積なりやを區別すること困難なり蓋し其内部の事情並に之を設けたるときは精神に依て異なるべければなり。

第十七章 秘密積立金

秘密積立金は隱匿積立金とも稱せられ帳簿上に現はれざる積立金をいふ保守的會社利益を隱匿せんとする會社、税金を少なからしめんとする會社等に於て特に隱匿積立金を作り之に依て秘密資産若は隱匿資産を作る方法を行ふことあり。秘密積立金は資産を眞價以下に評價し、資産の取得を損失の負擔と爲し、損失を

過大に見積り、利益を過小に見積ること等の方法に依て之を作ることを得例へば六千圓の減價償却を爲せば十分なる場合に一萬圓の減價償却を爲せば損益勘定の借方に必要以上四千圓の記入を爲すことゝ爲り茲に四千圓の秘密積立金と秘密資産とを生じ帳簿上に於ける財産と實際の財産と相一致せざることゝ爲るべきなり又例へば家屋買入積立金を設け置き之を以て家屋を買入れ現金を支拂ひたるるとき家屋勘定の借方と現金勘定の貸方とに記入すべきものなるに之を家屋買入積立金勘定の借方と現金勘定の貸方とに記入するときは新に買入れたる家屋即ち資産は毫も帳簿に記入せられずして茲に秘密積立金と秘密資産とを生ずるに至るべきなり。

秘密積立金は會計學上理論に合せざるものにして且つ實際に於ても甚だ不可なるものなり家屋の買入は資産負債取引にして損益取引にあらざるが故に其取引を純益の保留若は資産の蓄積たる家屋買入積立金の借方に記入すべき理由なきなり又秘密積立金を設けるときは帳簿面と實際と相一致せざる結果を來し茲に重役其他の者をして不正なる行爲を爲さしむることなきを保せざる弊を招く

とあり。

家屋買入後に家屋買入積立金勘定を尙ほ長く其儘と爲し置くは穩當ならざるを以て之を他の一般的積立金勘定に振替ふるを最も適當とす。

財産状態を實價以下に表示するは毫も差支なしと唱ふる者あり又實際に於ても行はるゝ場合なきにあらずと雖も元來資産の過大評價並に過小評價は共に會計學の原則に反するものなるを以て財産状態の確實を期する程度を超えて所謂秘密積立金を作るが如きは不可なりとす。

第十八章 減債基金

減債基金とは國家公共團體又は會社が公債又は社債を償還する資金を作る目的を以て一定期間年々一定の金額を積立て複利にて蓄積したる基金若は資金をいふ減債基金に依て蓄積すべき金額は必ずしも其目的たる負債の總額に等しきものと限らず場合に依ては其目的たる負債の七割又は八割のこともあり而して年々積立つる資金を他に放資する場合に其放資より生ずる利子は之を損益勘定

に記入せずして尙ほ減債基金勘定に含ましめ即ち複利法に依て豫定の資金を蓄積せんとするものなり。

減債基金を設けざりし場合に負債の償還を爲さんと欲せば資産を以て之を爲し又は更に第二の負債を起し之を以て第一の負債を償還せざるべからず。

減債基金を設くるの事業經營上に於ける利害如何といふに是れ要するに各場合に依りて判定せざるを得ず確實有利なる永久的事業の場合に於ては減債基金を設けずして其資金を事業經營上に用ひ以て所謂收益力earning powerの増加を計るを理論上利益とすれども事業の性質之に反し殊に投機的事業の場合債券價格の動搖を免れざるが如き場合償還期限に於ける資金の調達に懸念あるが如き場合當初債権者たるべき者との契約上之を設くるを要するが如き場合等に於ては勢ひ減債基金を設けざるを得ず但し其積立つべき金額並に其整理法は各場合に依りて多少異なるものとす。

減債基金が決算純益の處分の一として設けられたるときは法定積立金別途積立金等に於けるが如く減債基金勘定の貸方に記入せらる(即ち負債勘定)而して其基金を他の資産と區別し現金にて年々銀行又は信託會社等に預入れたるときは減債基金預ケ金の如き勘定の借方に記入せらる(即ち資産勘定)若し特に預け入を爲さざれば勿論一般資産中に含まれて存在するものなり又其基金を有價證券の如きものに放資すれば有價證券勘定の借方に記入せらるべきなり。

減債基金年賦金若は年々の積立金は純益算出前に損益勘定に記入すべきものにあらずして純益算出後に其處分に際して積立金として控除すべきものなり是れ負債の償却は損失の負擔にあらざるを以て配當用の金額を減せしむることを得るも純益の額を減せしむることを得るものにあらざればなり。

減債基金を貸借對照表に表示する方法に四種あり第一種は減債基金勘定を負債の側に設けずして減債基金預ケ金の如き勘定を資産の側に設くるものなり是れ只減債基金を他の資産より區別したるに過ぎざるを以て敢て資産の總額を増加することなしと雖も資産の一部分を特に分離して保存するものにして債権者は一種の保證を得るものなり第二種は純益處分に際して積立金として控除するものにして資産の總額をも増加するものなり此場合に於ては減債基金の金額は

資産及び負債の兩側に現はるゝものなり第三種は第一種の方法に依りたるとき其金額丈け即ち目的たる負債の一部分を償還したる場合にして減債基金勘定は資産負債の何れの側にも起らず即ち目的たる負債勘定の借方と資産たる減債基金預ケ金勘定の貸方とに記入せらるゝを以て其資産は消滅すべきなり第四種は減債基金勘定が負債の側のみに現はるゝものなり是れ第二種の方法に依れるとき其金額丈け即ち目的たる負債の一部分を償還したる場合にして資産の側に於ける減債基金預ケ金勘定は消滅し負債の側に於ける減債基金勘定のみ残るものなり要するに種々ありと雖も第二種及び第四種の如く表示せらるゝを通例とす。

減債基金終局の目的を達する爲め減債基金を銀行又は信託會社等に預入れ複利年金の方法にて資金を蓄積することありと雖も其放資法は利子を生ずること少なき不利益あり又減債基金を外部の有價證券に放資することありて其放資法は利子を生ずること前者に比して稍多しと雖も多少危険を伴ふを免がれざる不利益あり又減債基金に依て蓄積したる資金を以て目的たる負債即ち自己の發行したる債券の一部分を市場にて買上げ漸次的償還を爲すことあり其放資法は他の

放資法の不利益若は缺點を有せず利子の關係に於ても最も有利なるを以て最も良好なる方法にして歐米に於ても一般に行はるゝ所なり。

減債基金を以て漸次に又は一時に負債を償還する場合の仕譯は其負債勘定の借方と減債基金預ケ金又は現金勘定の貸方とに記入すべきなり而して其負債の全部償還を終れば貸借對照表負債の側に於て其目的たる負債全部消滅すれども負債の側に於ける減債基金勘定は消滅せざるを以て之を他の勘定に振替へ即ち別途積立金又は特種名稱の積立金其他の任意的積立金に振替ふるを可とす之れを損益勘定に振替ふるは適當ならず又任意的積立金に振替へずして減債基金の金額丈け資本の増加を行ひ減債基金勘定の借方と資本金勘定の貸方とに記入することを得此場合に於ては増加したる資本金若は株金を當時の資本主若は株主に分配すべく且つ別に拂込を要せざるは勿論なり。

第十九章 社債に關する打歩及割引料

社債を額面以上即ち打歩にて發行したる場合に於て其打歩は將來社債の全期

間市場に於けるよりも高率の利子を支拂ふべき社債發行者の義務の對價として受取りたる金額に外ならざるを以て此打歩を利益として取扱ふは適當ならず其適當なる取扱法は社債發行の時此打歩を以て發行に關する費用を支拂ひ其殘額を繰延負債として取扱ひ社債打歩勘定の貸方に記入し年々其一部分づゝと社債權者に對する支拂利子との振替を爲し漸次消却を爲すにあり今此方法の例を述べんに社債發行額拾萬圓期限拾個年利率八歩社債打歩五歩と假定し現金にて受取りたるときは其發行の場合に於て左の如く仕譯を爲す但し茲には發行費用を計算外に置きたり。

(借) 現 金 105,000.— (貸) 社 債 100,000.—

社債打歩 5,000.—

社債利子を現金にて支拂ひたるとき

(借) 利 子 8,000.— (貸) 現 金 8,000.—

毎年社債打歩の十分の一づゝを利子に振替へ

(借) 社債打歩 500.— (貸) 利 子 500.—

此場合に於て社債の利率は八歩なれども此く振替を爲すが故に實際に於ける利率は七歩五厘に當るものとす此の如き取扱は理論上最も正當なりと雖も拾個年間毎年五百圓づゝの振替仕譯を爲さざるを得ず是に於てか便宜上社債發行の際打歩を別途積立金其他の任意的積立金勘定の貸方に記入する方法を行ふこともあり殊に打歩の金額僅少なる場合に於ては徒に純理に從て打歩を長期間に分割するが如きは不便なるを以て積立金勘定に記入するを可とす何れにしても此打歩を損益勘定の貸方に記入するは適當ならず。

社債を額面以下即ち割引にて發行する場合は通例發行者が將來社債の全期間市場に於けるよりも低率の利子を債權者に支拂ふ場合なるを以て理論上よりせば社債發行の時割引料及び發行に關する費用を繰延資産として取扱ひ社債割引料勘定の借方に記入し年々其の一部分づゝと社債權者に對する支拂利子との振替を爲し即ち支拂利子に加へ漸次之を消却せざるべからず例へば社債發行額拾萬圓期限拾個年利率七歩社債割引料五歩と假定し現金にて受取りたるときは其發行の場合に於て左の如く仕譯を爲す但し茲には發行費用を計算外に置きたり

(借) 現	金	95,000.—	(貸) 社	債	100,000.—
	社債割引料	5,000.—			
社債利子を支拂ひたること					

(借) 利	子	7,000.—	(貸) 現	金	7,000.—
毎年社債割引料十分の一づゝを利子に振替へ					

(借) 社	債	500.—	(貸) 社債割引料	500.—
-------	---	-------	-----------	-------

此場合に於て社債利率は七歩なれども此く振替を爲すが故に實際に於ける利率は七歩五厘に當るものとす茲には社債割引料の振替即ち消却期限を社債の全期限と同じからしめ且つ年々同額づゝを消却せしめたるが此期限を一層短からしめ又は年々の消却額を異にすることもあり。

社債割引料は社債打歩の場合と異なりて便宜上社債發行の時損益勘定に之を記入することを得又既設の任意的積立金と振替を爲すことを得。

鐵道建設又は造船等の場合に於て固定資産を取得するに必要な資金を得る目的を以て社債を發行し其資金全部を其建設又は造船期間内に使用するが如き

場合に於ては前記の取扱を爲さずして社債割引料を其固定資産中に含ましむることを得。

我國にては法律上株式を割引にて發行することを得ずと雖も株式を打歩にて發行することを得其場合の打歩の取扱法に於ては資本金の部に於て述べたり。

第二十章 損 益

損益に關して會計學上最も重要なことは取引又は取引に關する事項が損益 *Profits and Losses* に如何なる影響を及ぼすや即ち或取引又は事項が損益に關係ありや否や又關係ありとせば其金額幾何なりやを適當に見積ること是なり。

取引又は取引に關する事項は殆んど皆損益に關するものにして本編に於て資産の評價以下各章に於て述べ來りたる會計學上の問題は殆んど皆損益に關する問題なりといふことを得故に損益に關する問題は已に記したる理論並に取扱法に依て適當に之を解決せざるべからず。

家事費、寄附金、重役賞與金等の取扱に付ては格別の困難を生ぜず模型費の取扱

は稍複雑なりと雖も後章原價計算に於ける間接費の部に於て述ぶるが如く各場合に依て適當なる取扱を爲さざるを得ず創業費に付ては第一編に於て述べたれども更に之を述べん。

創業費は元來損益勘定に屬するものなるを以て其金額小なるか又は營業成績が之を可能ならしむるならば其全部を第一期決算に際し損益勘定の借方に記入すべきものなれども然らざる場合に於ては便宜上之を三個年乃至五個年に互りて消却し即ち残高を貸借對照表の資産の側に記入し置き其一部分づゝを損益勘定の借方に記入し漸次之を消滅せしむべきなり幾個年にて創業費を消却せしむべき方針なりやを計算書に記載すれば一層明瞭と爲り甚だ可なり而して創業費の残高を創業費勘定に明かに表示せずして他の資産勘定に含ましめ人をして眞の資産なりと誤解せしむるが如き方法を行ふは甚だ不可なり。

損益に關して當期の負擔に屬すべき損失を未だ支拂はざるもの、當期の負擔に屬すべからざる費用を已に支拂ひたるもの、當期の收入に屬すべき利益を未だ受取らざるもの、當期の收入に屬すべからざる利益を已に收納したるもの即ち繰延資

産負債と稱せらるゝものを精密に計算するを要す各種取引に關し顧客又は他支店に對する支拂利息及び受取利息の計算は極めて手数を要するものなり。

現金にて代金の受渡を爲さるるも取引を完結すれば損益を生じたるものと看做することを得るは勿論なり。

地震火災其他不測の原因に依て固定資産に大損害を來したる場合に於て之を直ちに損益勘定に記入せずして時として地震又は火災勘定の如き科目にて便宜上暫時資産の側に記入し置くが如きこともあり而して其場合に於て其損失除去の目的を以て資本の減少を行ひたるときは資本金勘定の借方と其地震又は火災勘定の如き科目の資方とに記入す但し資本減少に關する法律上の手續を終らざれば此振替記入を爲すことを得ず。

營業者は損益表及び貸借對照表を通例同時に作成す是れ資本主及び債權者をして兩計算書に依て事業に關する必要な事項即ち損益狀態及び財産狀態を知らしめ以て其事業に對する信用を確立せしむることを得るを以てなり。

第二十一章 貸借對照表

貸借對照表は或一定の時期に於ける營業者の財産状態を一目明瞭ならしむるを目的とする計算書にして財産若くは富を構成する一切の要素を綜合したるもの即ち左の要素を含むものなり。

- (一) 營業者の所有物及び債權(資産)
- (二) 營業者の債務(負債)
- (三) (一)と(二)との差額(資産負債差額)

現今貸借對照表は往昔と異なり毎年一定の時期に作成せらる但し臨時必要に際しては何時にても作成せらる我商法に於ても敢て之が形式に付て規定せずと雖も一定の場合に於て之を作成すべきことを規定す。

貸借對照表の作成には先づ元帳各勘定残高に就き損益の整理を爲さるべからず而して損益の整理には資産の評価、減價償却、繰延資産負債其他所謂正味財産の増減を來すべき一切の事項を適當に取扱はざるべからず。

貸借對照表に或勘定を表示する方法に二種あり例ば減價償却高を控除したる

價額を當該固定資産の價額として記載する方法及び資産の價額を減少せしめずして別に減價償却金なる一の負債勘定を設け之に減價償却高を記載する方法の如き是なり此兩種の方法に於て前者の方法を優れりとす後者の方法は人をして其勘定の性質を誤解せしむる虞あり凡て貸借對照表に於ては各勘定の内容若は計算を整理する必要あると同時に各勘定の表示法を適當ならしむるを要す。

貸借對照表に於て資産及び負債を記入する側如何資産を左側に負債を右側に記入するを一般的慣習とすれどもスコットランドを除くの外英國に於ては負債を左側に資産を右側に記入す前者は大陸式若は米國式と稱せられ後者は英國式と稱せらる大陸式若は米國式を可とする者の論據とする所を見るに左の如し。

- 一 貸借對照表には元帳に於ける資産負債の残高を記載するものなり其残高を此表に於て元帳と反對の側に記載すべき理由なし
- 二 損益表に於ては英國にても元帳残高を元帳と同じ側に記載するに貸借對照表に於てのみ残高を反對に記載すべき理由なし
- 三 英國式は敢て會計學上の重要な理由に依て起れるものにあらず

四 英國式は世界に於ける多くの國の慣習に反するを以て不便なり
之に反して大陸式若は米國式を排し英國式に賛成する者は貸借對照表は夫自身が決して元帳殘高を其儘に記載したるものにあらず其表作成の時に於ける營業者の各勘定に對する借方及び貸方を記載すべきものなり故に營業者は負債勘定に對しては借方の地位に立ち資産勘定に對しては貸方の地位に立つを以て借方に負債貸方に資産を記載すべきものなりと唱ふ即ち大陸式若は米國式は資産負債勘定が營業者に對して有する地位を記載し英國式は營業者が資産負債勘定に對して有する地位を記載するものなるが兩者を比較すれば大陸式若は米國式を稍優れりとす蓋し貸借對照表は元帳の殘高即ち歴史を其儘に記載すべきものなればなり然れども此形式の問題はスプレーグ氏もいへるが如く比較的重要なるものにあらず眞に重要なることは一の側に於ける資産が他の側に於ける負債に等しき方程式を有すること是なり。

貸借對照表の兩側は之を資産の側及び負債の側と稱するを可とす借方及び貸方と稱するは不可なり元來借方及び貸方の語は元帳に於ける各勘定の兩側に附

すべき名稱にして表の左右に附すべき名稱にあらず。

資産負債の排列に關しては同種の勘定を一の勘定に合併し又類似の勘定を相接近せしむるを可とす尙ほ固定資産負債流動資産負債及び繰延資産負債に大別して記載するときは財産状態をして一層明瞭ならしむることを得又諸勘定記載の順序は流動資産を先に記し固定資産を後に記すべきや又其反對に記すべきや議論ありと雖も獨國及び奧國に於ては銀行の貸借對照表は一般に金銀を資産の初に記し工業會社の貸借對照表は一般に金銀を資産の終りに記す之に反して英米に於ては銀行のみならず工業會社等の貸借對照表に於ても金銀を資産の初に記する場合尠からず又負債の側を大體に於て資産の側と同様に記載するときは監査を行ふとき其他の場合に極めて便利なり資産の側に於て金銀を記し負債の側に於て直ちに支拂を要する負債を相對して記載するが如きは最も可なりと雖も資産の側の初に金銀を記し負債の側の初に資本金を記するが如きは不可なり金銀は流動資産資本金は固定負債にして其性質甚だしく異なるものなるに之を對記するは理由なきことなり此點に關して我國に於ける貸借對照表には其記載

方不可なるもの尠からずされば資産の側の記載方に於て金銀を初とし營業用地所家屋を終とし負債の側の記載方に於て支拂手形を初とし資本金を終とするが如きは兩側の記載方最も適當なるものなり。

財産調査表に就て述べん之は元來破産、強制的清算、支拂無能力等の場合に財産状態を調査し其結果を記載したる計算書なり財産調査表の貸借對照表と異なる所は、後者は必ず商業帳簿より作成せらるゝものなれども前者は必ずしも然らず商業帳簿に關係なく又は只之を參照し他の一切の事項を調査して作成せらるゝ又後者に於ては通例資産價額に所謂繼續會社に對する資産價格を附するも前者に於ては破産、支拂無能力等の場合には資産の評價は所謂解散價格に基く又後者に於ては資産に創業費、前拂費用、グッドウイール等を含むことありと雖も前者に於ては夫等の資産を含むことなきこと等なり。

第二十二章 財産目録

財産目録は或一定の時期に於ける營業者の財産状態明をかならしむるを目的

Inventory

とする計算書にして財産若は富を構成する一切の要素を綜合すること貸借對照表と異ならずと雖も財産の種類及び價額を一々詳細に記載したるものなり。

財産目録は何時に於ても必要に應じ作成せらるゝは勿論なれども我商法の規定に依れば商人は開業の時及び毎年一回一定の時期に之を作るを要し會社に在りては設立登記の時及び毎年一回一定の時期に之を作り特に之が爲めに備へたる帳簿に之を記載せざるべからず年二回以上利益の配當を爲す會社に在りては毎配當期に之を作り特に備へたる帳簿に記載せざるべからず財産目録に關する商法の規定は此點に於ては貸借對照表の調製に關する規定と全く同一なりとす。財産目録には動産、不動産、債權、債務其他の財産を記載し之に其價額を附せざるべからず其價額は會計學上にては前に述べたる資産評價の原則に依らざるべからずと雖も我商法の規定にては財産目録調製の時に於ける價額又は其以下の價額を附することを要す而して財産目録調製の時に於ける價額とは所謂時價のことにして事業を繼續しつゝある場合に於ては清算の場合を假定したる解散價格若は販賣價格にあらずして其營業に於ける價格をいふ具體的にいふときは取引

所にて取引せらるる、財産の時價は公定相場に依り又取引所にて取引せられず従て公定相場なきも市場にて賣買せらるる、財産の時價は賣買價格に依り又市場にて賣買せられざる財産の時價は營業者が主觀的見込にて評價したる價格にして而かも客觀的に世間一般が相當と認むる價格に依らざるべからず然れども此最後の財産の場合に世間一般が相當と認むる價格なることを營業者が判斷するには別に標準なきものといはざるを得ず故に營業者に惡意又は重大なる過失なき以上は其主觀的判斷に依りたる價格を不當なるものといふことを得ざるなり。

參考に記さんに商人が商業帳簿を秩序なく記載し藏匿し毀滅し又は全く記載せざるときは過怠破産の刑に處せらる(破産法第千〇五十條)又債權者に損害を被らしむる意思を以て貸方財産の全部若は一部を藏匿し轉匿し若は脱漏し又は借方財産現額を過度に掲げ又は商業帳簿を毀損し藏匿し若は偽造變造したるときは詐欺破産の刑に處せらる(破産法第千〇五十一條)又會社の業務執行の任に當る者が財産目録貸借對照表損益計算書を本店若は支店に備へ置かず之に記載すべき事項を記載せず又は之に不正の記載を爲したるときは五圓以上五百圓以下の

過料に處せらる(商法第二百六十二條ノ二第九號)

財産目録と貸借對照表との關係に就て見るに兩者の調製時期相同じく之が内容も亦大體相同じ只商法上に於ては財産目録には財産の總目録を記載し貸借對照表には財産目録の摘要を借方貸方に分ちて記載するものにして即ち前者には詳細を後者には摘要を記載するものなり理論上よりすれば敢て此兩者を調製せざるも之を合併したる適當の計算書を作成するときは一表にて能く兩者作成の目的を達することを得べきなり歐米に於て貸借對照表はすべての場合の會計に於ける基礎(groundwork)且つ終點(Terminus)として最も重要視せられ會計學上之が研究は最も重きを置かるゝ所なりと雖も我財産目録の如きは會計學上甚だしく之が研究を爲すことなし又我商法は商人が先づ財産目録を作り次で貸借對照表を作ることを期するものゝ如し簿記にては貸借對照表の説明を終りたる後財産目録の説明を爲すを通例とすれども理論上に於ける順序は財産目録を先にすべきが如し蓋し財産目録には財産状態を詳細に記載したるものにして貸借對照表には財産目録の摘要若は要領を記載し以て財産状態を一目瞭然たらしめ公告其他

の目的に供するものなればなり然れども我財産目録及び貸借對照表に記載すべき金額は全く相等しきを以て其何れを先にするも實際上に於ては敢て差支なきものとす。

株式會社は貸借對照表を定時總會に提出して其承認を得たる後公告すること
を要するは商法第九十二條第二項に規定する所なり。

財産目録と棚卸表との關係に就て見るに棚卸表は種々の場合に於て作成せらるゝも決算を爲さんとするに際しても損益及び財産を確實ならしむる目的を以て作成せらる此場合に於けるものは實地に就きて調査したる財産の種類及び價額を一表に記載したるものにして理論上に於ては棚卸表には一切の財産を記載すべきものなれども實際上に於ては各場合に依て其内容を異にし或は資産のみを記載し或は資産の一部分のみを記載す又什器棚卸表と稱するときは什器のみを記載し商品棚卸表と稱するときは商品のみを記載す。

廣義の棚卸表は我財産目録と内容を同じくするものなれども實際上に於ける棚卸表は通例財産の一部分のみを記載するものなるを以て財産目録と稱するこ

とを得ず。

第二十三章 原價計算に於ける間接費

工業會計に於て最も重要にして且つ困難なるは原價計算なり原價計算は原價の要素を結合せしむるにありて原價の要素には直接費と間接費との二種ありと雖も直接費即ち原料若は材料及び賃銀の計算並に取扱には格別の困難なく最も困難なるは間接費の計算並に取扱なりとす。

間接費に關して最も困難なるは間接費を各製品に轉嫁若は分配するにあり間接費の種類甚だ多しと雖も或一定期間に於ける間接費全部を一括して賃銀賃銀と原料との合計原料其他の基礎若は標準に依て各製品若は各製造に分配する方Indirect Expenses法あり今一個年に要したる賃銀總額壹萬圓原料消費高六千圓間接費總額八百圓と假定し賃銀の基礎に依て間接費を分配せば各製品に分配すべき間接費は各製品に要したる賃銀の八分と爲り例へば賃銀五百圓を要したる製品には間接費四拾圓を分配即ち轉嫁せざるべからず又若し賃銀と原料との合計を基礎として間

接費を分配せば各製品に要したる賃銀と原料との合計の五分と爲り例へば賃銀五百圓原料貳百圓を要したる製品には間接費參拾五圓を轉嫁せざるべからず。

原料は價格の變動を來し易きを以て之を基礎とせずして賃銀を基礎とするを通例とす但し何れの基礎も純理上よりせば正當なりといふことを得ざれども便宜上比較的可なるものを採用するものなり。

他の分配方法に間接費を間接工場費と一般經營費とに分ち其兩種を各異なりたる基礎にて分配する方法あり今之を述べん間接工場費とは工場番人、掃除人、火

Indirect Factory Expenses

夫等の賃銀、職工長、監督者の給料、點燈費、暖爐費、地代、家賃、工場及設備修繕費、減價償却等なるが一定期間に於ける是等の間接工場費總額を前記の如き賃銀、賃銀と原料との合計、原料其他(勞働時間數等)の基礎若は標準に依て各製品若は各製造に分配す今工場に於て一切の製造に要したる賃銀總額貳萬四千圓上記の如き間接工場費總額壹萬貳千圓の場合に賃銀を基礎として分配するものと假定せば各製品に分配すべき間接工場費は各製品に要したる賃銀の五割と爲るを以て例へば賃銀百圓を要したる製品には間接工場費五拾圓を分配せざる可らず此くして各製

品に分配すべき間接工場費を計算し之を各製品に要したる直接費即ち原料及び賃銀に加へたるものを工場原價と稱す。

Factory Cost

Establishment Charges

一般經營費とは製造工場に直接關係なきものにして事務費其他事業經營に關する一切の費用なるが一定期間に於ける夫等の支出總額を計算し之を前記の如き賃銀其他種々の基礎に依て各製品若は製造に分配す此場合に於る基礎にも前記の如く種々ありと雖も已に記したる工場原價即ち直接費に間接工場費を加へたるものを基礎とするを最も適當なるものとす今一切の製造品の工場原價總額を五萬圓事業經營に要したる一般經營費總額四千圓なりと假定せば一般經營費は工場原價の八分に當るを以て各製品に分配すべき一般經營費は其製品の工場原價の八分なりとす例へば或製品の工場原價參百五拾圓なりとせば之に分配すべき一般經營費は其八分即ち貳拾八圓なりとす此くして各製品に關して計算したる一般經營費を各製品の工場原價に加へたるものを製造原價又は總原價と稱す。要するに此方法は間接費を二分し各異なりたる基礎にて分配若は轉嫁したるものなりされば二分したるものを若し同一の基礎に依て分配するならば敢て間

接費を二分して取扱ふを要せざるなり。

前記一定期間の間接費の額は或は其期間に實際に要したる額に依ることあり或は過去の經驗に基き相當に見積りたる間接費に基くことあり然れども實際上に於ては後者に依るを便とす。

製品に依ては其仕上迄に數個の製造若は製造過程を要し且つ各過程毎に原價の計算を爲すを要する場合あるべきを以て此の如き場合Processに於ては其製造若は過程を以て一の製品と看做し之に前の方法にて一定期間の間接費を分配若は轉嫁することを待。

又間接費の分配方法に間接費を前記の如く一時に製品若は製造過程に分配せずして一個月毎に間接費を製造中の物即ち仕掛物に分配する漸次的轉嫁法もありとす。

或製造に雛形又は模型を作りたるとき其費用を之に依て製造したる製造品の原價に加ふべきや又一般經營費の一部として一切の製造品に分配すべきものなりや又全部之を損失として損益勘定に記入すべきや將又全部又は一部分を資

産として記入すべきや之が解決困難なりと雖も各場合に應じて適當の取扱を爲さざるを得ず又最初に出來損の雛形又は模型を作り次で完全なるものを作り之に依て製品を作りたるとき最初の出來損のものゝ費用は後のものにて作りたる製品の原價に加ふべきや又一般經營上の損失として一切の製造品に分配轉嫁すべきや是等も亦各場合に應じて夫々適當なる取扱を爲さざるを得ず。

第二十四章 秘密的事項の取扱法

秘密的事項とは一般に之を知らしむるを欲せざる秘密的勘定をいふ個人、組合、合名會社等の營業に於て各資本主出資額借用金其他の勘定を一般に示さずして出資者若は社員又は個人のみ之を知るを便とする場合あり此場合に於ては夫等の勘定を如何に取扱ふべきや單式簿記にて會計を整理する場合に於ては只夫等の勘定を特別の帳簿に記入し保管するのみにて敢て特別の取扱を爲すを要せず

と雖も複式簿記の場合に於ては特別の取扱を爲すを要す即ち所謂秘密的事項を一方に於て秘密勘定又は整理勘定の如き特種の勘定科目にて整理し他方に於て其秘密的事項に就ては別に秘密勘定元帳又は整理勘定元帳の如き補助帳簿を作りて之に其事項を記入し營業者等に於て之を保管すべきなり但し秘密若は整理の語は稍穩當ならざるの感を招くを以て内部勘定、私的關係其他適當の語を用ふるを可とす。

秘密的事項に關する他の取扱法は夫等の事項を會計係の帳簿に記入せずして營業者等の保管すべき秘密元帳に記入し此帳簿に於ける残高を決算其他必要の際に會計係へ通知する方法なり此方法に依るときは秘密事項に關し會計係の帳簿に前記の如き秘密勘定又は整理勘定の如き勘定科目を生ずることなし但し秘密元帳に於ける残高を會計係へ通知するが故に其營業に關する貸借對照表は之を作成することを得今此方法に依る例を示さんに或組合若は合名會社に於て不動産、借入金、甲出資金及び乙出資金を秘密的事項として取扱ふものと假定せば營業者等の保管すべき秘密元帳は次の諸勘定を含む。

勘定	(借方)	(貸方)
不動産	10,000.—	
借入金		4,000.—
甲出資金		47,645.62
乙出資金		23,822.81
秘密元帳残高	65,468.43	
	75,468.43	75,468.43

秘密元帳残高を會計係へ通知するときには會計係は之に依て次の如く貸借對照表を作成することを得。

貸借對照表

勘定科目	借方	貸方
現金	8,589.08	
商品	39,249.38	
受取手形	7,000.00	

諸向借方.....	24,095.32	
諸向貸方.....		5,465.35
支拂手形.....		8,000.00
祕密元帳殘高.....		65,468.43
	<u>78,933.78</u>	<u>78,933.78</u>

第二十五章 監査

監査の起原も極めて古に在り埃及人希臘人羅馬人等は何れも一種の方法に依りて會計の監査を爲せり十三世紀に至りて已に伊太利及び英吉利に於て會計の監査が監査人に依て行はれ十四世紀以後に於て會計の監査は一般に認められ廣く行はるゝに至れり然れども十八世紀に於ても監査組織は尙ほ不完全なるを免れざりしが十九世紀以後に於て鐵道の建設銀行保險會社の設立株式會社の發達等に伴ひて監査組織も大に發達し近時に於ては職業的會計士若は監査士の發達を見るに至れり。

抑監査 Audit の語は羅甸語 Audire より出で Audire は英語の to hear を意味す往昔都市又は大銀行等の會計に關して取扱者の語るところを聞かんが爲め或者が任命せられたるものなり今日に於ても監査を爲す者は人の語るところを聞くこと決して尠からず狹義の會計者と監査者との區別は前者は會計を取扱ひ若は計算書を作成する者なれども後者は批評者若は鑑定者なり但し良好なる監査者たらんには先以て良好なる會計者たらざるを得ず蓋し事物に對する十分の智識を有せざる者能く其事物を批評若は鑑定することを得ざればなり。

監査はもと現金監査に限られたるものなるが現今に於ける監査の範圍は極めて廣く貸借對照表の監査の如きは計算書の監査中最も重要なものなり貸借對照表は損益勘定の殘高をも含むが故に其監査を爲さんには損益勘定の監査をも爲さざるを得ず而して監査の目的を達せんと欲せば計算書を帳簿及び書類と突合せ又帳簿及び書類を實際の營業取引と突合せざるべからず。

監査を單に計算書の監査に限るものと思ふべからず取引と事業との關係事業經營の確否若は狀態等をも監査せざるべからず。

監査に於て先以て第一に目的とするは詐欺及び錯誤の發見を爲すにあり是れ監査の初に最も重要にして監査者の最も努力を爲すべき點なり監査にして此目的を完全に達し得ればやがて詐欺及び錯誤の豫防をも期待することを得べく監査の效用大なるに至るべし。

監査は之を種々に分類することを得即ち決算の際に於けるものなりや否やに依て完了監査、繼續監査及び理想的監査の三種に區別すること得理想的監査は最も其效力大なり又事業全部に對するものなりや否やに依て全部監査及び部分監査に區別することを得又一定の時期に於けるものなりや否やに依て定期監査及び臨時監査に區別することを得又外部監査者に依頼するや否やに依て外部監査と内部監査に區別することを得此外種々に區別することを得各種監査の利害得失を研究し各場合に應ずる最も適當の監査組織を採用せざるべからず。

監査者も之を種々に區別することを得れども L. R. Dicksee 氏は素人監査者、職業的監査及び官吏監査者の三種に區別せり素人監査者は比較的無能力にして英國 National Auditor, Official Auditor にては年々減少する傾向を有し米國にては今日必ずしも減少する傾向なしと雖

も職業的監査者若は友人監査者の數は年々大に増加する有様なり素人監査者は大體に於て完全なる監査を行ふことを得るものにあらずして會計に詐欺又は錯誤の存在する場合に於ても十分に之を發見すること能はざるのみならず營業者にして若し常に素人監査者又は無能力なる監査者をして監査を行はしむるときは却て會計に於て詐欺又は錯誤益増加するに至るべく夫等の豫防の目的の如きは到底之を期すること能はざるなり又官吏監査者とは國家公共團體裁判所等が一定の會計を監査せしむる爲め任命する者をいふ國家等が若し商業上の事情に通ぜざる者を官吏監査者として任命し又は監査事項を過多ならしめ又は監査時日を過少ならしめ又は監査者に對する待遇を可ならしめざるが如き場合に於ては監査の目的を達し得ざるは多言を要せざるなり。

良好なる監査者たらんには簿記及び會計學に關する十分の智識、各種の事業經營に關する十分の智識、各種の法律規則に關する十分の智識等を要するのみならず種々の性質若は性格上の資格を要するものとす而して監査者が監査を行ふに當りて監査書記若は助手を使用するを通例とす是等は單に機械的事務を行ふも

のにして帳簿の突合せ又は數字の計算等を行ふものなるが是等の書記若は助手も亦一定の學問的及び性格的資格を要するものなり。

監査者の責任に徳義上の責任と法律上の責任とあり前者の範圍は後者の範圍よりも廣し監査者にして徳義上の責任を感ぜずして單に法律上の責任のみを知るが如きは不可なりとす。

英國に於ける監査者に對する訴訟事件を研究するときには種々の判決例を知ることを得之に依て英國監査者の法律上に於ける地位を知ることを得即ち監査者が會計に於ける詐欺若は錯誤を發見すること能はざりしが爲め其監査依頼者に損害を被らしめたる場合に於て監査者は法律上の責任を負はざるべからずと雖も英國の法律にては監査者は只重大なる過失に對してのみ責任を負ふべきことを規定す而して所謂重大なる過失とは事實上の問題にして各場合に依て之を判斷せざるを得ず監査者の法律上の責任の程度を如何に定むべきやは重要な問題なるが要するに一方に於て其責任の程度を稍高くし他方に於て監査者に對する待遇を稍可ならしめ又は報酬を多からしむるが如き方法を採用するを最も可

なりとす。

監査方法に關して述べんに凡そ如何なる場合の監査に於ても先以て其事業の種類性質經營法之に關する法令並に會計組織等を詳細に研究せざるべからず然らずして輕々に監査に着手するも其目的を達し得ざるは明かなり而して是等に關する研究必ずしも容易ならず會計組織に關しては其場合の組織が良好なる組織に一致するや否やを研究し且つ其組織の所謂弱點Weak pointともいふべき部分に注意を拂はざるを得ず此くして實際の監査手續を始むるに當ても帳簿及び書類の整理其他種々の準備を爲さざるを得ず凡そ事業は千種萬様にして如何なる事業と雖もすべての點に於て兩者全然同一なるものなしされば一の場合に於て完全なる監査方法も他の場合に於ては必ずしも完全ならざるを以て各場合の監査に關する一定の規則法式は之を知ること殆んど不可能なりと雖も監査に關する原理原則は之を研究することを得るを以て監査を爲さんとする者は其原理原則の應用Principleに依り且つ監査者の技倆に依り各場合に應じて其宜しきを制せざるべからず。監査を終了したるときは報告書を作成して監査依頼人に提出せざるべからず

適當なる報告書が監査依頼者並に社會を利すること明かなり報告書に記すべき事項並に添付すべきもの種々あれども之に第一に會計に詐欺又は錯誤の存在せざりしや否やを記すべし次に現金取引及び現金の處分に關する監査に付て記すべし次に監査者自身別に適當なる貸借對照表を作成して財産狀態を明瞭ならしむべし次に監査者自身別に適當なる損益表を作成し且つ損益勘定に關し通例ならざる事項を發見したるときは之に付て記し又大なる損失を生じたるときは其原因に付て記すべし尙ほ現金、貸借對照表及び損益表に付て記するに際し必要なる帳簿を指示して之を説明し又場合に依ては必要なる簿記係を指名して説明すべし次に必要と認むる場合に於ては報告書に於て商業經營法の改善又は會計組織の變更を推薦し其他如何なる事項にても監査依頼者に有益なる事項は之を記すべし次に報告書に諸表其他のものを添付したるときは其旨及び添付物の名稱を記すべし次に報告書の外に監査證明書を作成したるときは其旨を記すべし。

簿記及會計終

大正十二年五月一日印刷
大正十二年五月五日發行

定價金參圓

著作者

渡部

明

發行者

大葉久吉

東京市日本橋區本石町二丁目拾五番地

印刷者

平賀久吉

東京市神田區仲猿樂町十番地



發行所 關西專賣

東京市日本橋區本石町二丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市西區阿波堀通四丁目
振替口座大阪四三番

東京寶文館

大阪寶文館



所 刷 印 賀

507

106

終